

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号。以下「令」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号。以下「規則」という。）及び指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和 37 年総理府令第 46 号。以下「府令」という。）に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

第 2 章 所持許可等

第 1 節 所持許可

(許可申請書受理時の留意事項)

第 3 条 警察署長（以下「署長」という。）は、銃砲所持許可申請書（規則別記様式第 6 号）又は刀剣類所持許可申請書（規則別記様式第 7 号）（以下これらを「許可申請書」という。）を受理する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 規則第 11 条に規定する書類を添付又は提示させること。
- (2) 前号に規定する添付書類のうち、申請者が法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号又は同項第 3 号に該当する者である場合は、その事実を証明する書類を添付させることに留意すること（猟銃に限る。）。
- (3) 法第 4 条の 2 第 2 項に規定する診断書を添付させること（猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）に係る申請であつて、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定によるものに限る。）。
- (4) 第 1 号及び第 3 号の規定による添付書類のうち、市町村の長の証明書、住民票の写し及び診断書は作成日から起算して 6 箇月以内のものであること。この場合において、作成日から起算して 3 箇月以内の診断書については、繰り返し申請書に添付することができる。
- (5) 申請理由が相続である場合は、戸籍謄本を添付させること。この場合において、他に相続権者があるときは、併せてその者の同意書又は故人の遺言書を添付させること。
- (6) 申請者が相続人から譲渡を受けた者である場合に添付するその事実を証明する書類は、法第 4 条の 4 第 1 項に規定する確認（以下「確認手続」という。）の際に提出させることができる。
- (7) 申請者が家庭裁判所、検察庁等から払下げ又は還付を受けて銃砲刀剣類を所持しようとする者である場合は、その事実を証明する書類を添付させること。ただし、確認手続の際に提出させる場合は、この限りでない。

2 前項の申請が法第 4 条第 1 項第 8 号に規定する演劇、舞踊その他芸能の公演（以下「芸能公演等」という。）のため所持する銃砲（拳銃、小銃、機関銃及び砲を除く。以下この条において同じ。）又は刀剣類の場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 芸能公演等にとって銃砲又は刀剣類を所持することがやむを得ないと認められる事実を証明する主催者との契約状況又は芸能公演等の概要を記載した書類を添付させること。
- (2) 芸能公演等に銃砲又は刀剣類を供する場合は、観覧者、共演者等に対する危害防止の措置が採られること。
- (3) 銃砲又は刀剣類の保管状況を第 28 条の規定により求め、盗難等の予防措置が十分講じられる設備の有無を確認すること。
- (4) 申請者が出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「出管法」という。）第 2 条の 2 及びこれに基づく法務省令により認められた在留資格を有する者である場合は、所持許可の有効期間が当該在留期間を超えていないこと。

3 第 1 項の申請が法第 4 条第 1 項第 9 号に規定する博覧会その他これに類する催し（以下「博覧会等」という。）に展示して公衆の観覧の用に供するため所持する銃砲又は刀剣類の場合は、前項第 3 号及び第 4

号の規定によるほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 当該博覧会等は、一時的に開催される催しであって公衆に対する教育的意義が認められ、かつ、その名称が博覧会、見本市、物産展等のいかんを問わず販売目的や単なる客寄せを目的としていないこと。
- (2) 当該博覧会等が、教育的、学術的又は文化的価値を有する事実を証明する書類を添付させること。

4 第1項の申請が法第4条第1項第10号に規定する博物館その他これに類する施設（以下「博物館等」という。）に展示し、公衆の観覧の用に供するため所持する銃砲又は刀剣類の場合は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 博物館等の施設の概要及び銃砲又は刀剣類の所持方法又は態様を記載した書面を添付させること。
- (2) 当該博物館等は常設の施設であること。
- (3) 銃砲又は刀剣類の展示は、盗難防止等管理上支障のない設備及び方法が講じられていること。

（輸入銃砲刀剣類に係る許可申請書受理時の留意事項）

第4条 署長は、輸入される銃砲刀剣類に係る許可申請書を受理する際には、前条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 申請者が、銃砲刀剣類を所持して本邦に上陸（以下「携帯入国」という。）した場合において、法第25条第1項に係る仮領置書（規則別記様式第38号）の交付を受けた者であるときは、当該仮領置書の提示を求め、当該仮領置書を交付した署長に事実の有無、銃砲刀剣類の種類等を照会すること。
- (2) 携帯入国以外の方法で輸入した銃砲刀剣類に係る申請である場合は、輸入手続に係る書類を提示させ、運輸会社、税関等に事実の有無を照会すること。ただし、輸入手続に係る書類の提示は、確認手続の際に行わせることができる。

（救命銃に係る許可申請書受理時の留意事項）

第5条 署長は、船舶に備え付ける救命索発射銃及び救命用信号銃（以下「救命銃」という。）に係る許可申請書を受理する際には、第3条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 申請者は、当該船舶の所有者であること。
- (2) 許可申請書の受理は、次に掲げる署長が行うこと。
 - ア 当該船舶の船籍港の所在する市町を管轄する警察署の長
 - イ 船籍港の所在する市町を2以上の警察署が管轄するときは、申請者の所属する会社の所在地を管轄する警察署の長
 - ウ 前記イの場合において、当該市町に申請者の所属する会社がないときは、船籍港が神戸市にあるときは神戸水上警察署長、西宮市にあるときは西宮警察署長、尼崎市にあるときは尼崎南警察署長、姫路市にあるときは飾磨警察署長
- (3) 許可申請書の備考欄には、当該船舶の船籍港、名称及び船長の氏名を記載させること。

（所持許可）

第6条 署長は、許可申請書を受理したときは、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、生活安全部長が定める様式の調査結果報告書を作成した上、第8条の規定による所持許可の上申又は所持許可（以下「所持許可等」という。）をしなければならない。

- (1) 許可申請書及び添付書類は所定の事項を具備し、その内容は真実に相違ないか。
- (2) 当該銃砲刀剣類の用途及び所持目的は、法第4条第1項各号の規定に照らして、客観的にその必要性が認められるか。
- (3) 申請者は、法第5条第1項及び法第5条の2第2項各号（法第5条の2第2項各号にあっては猟銃に限る。以下これらを「欠格事由」という。）のいずれかに該当していないか。
- (4) 当該銃砲刀剣類は、法第5条第3項の規定に該当していないか。
- (5) 申請に係る銃砲の保管の設備及び方法は、法第5条第4項の規定に該当しているか。
- (6) 法第4条第1項第8号から第10号までの銃砲については、第7条の2の規定に基づいて危険の発生を防止するための条件を付す必要があるか。
- (7) 申請者の同居の親族は、法第5条第5項の規定に該当していないか。
- (8) 申請者は、法第5条の2第1項各号のいずれかに該当しているか（猟銃等に限る。）。
- (9) 申請者は、法第5条の2第3項各号のいずれかに該当しているか（猟銃に限る。）。
- (10) 申請者は、法第5条の2第4項各号のいずれかに該当しているか（ライフル銃に限る。）。

- (11) 申請者は、法第5条の2第5項の規定に該当しているか（ライフル銃に限る。）。
- (12) 申請者は、法第5条の2第6項の規定に該当しているか（年少射撃資格者指導用の空気拳銃に限る。）。

2 前項の規定による調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 本籍地市町村に対する身上照会
- (2) 総務部情報管理課照会センターに対する個人照会
- (3) 申請者に対する面接調査
- (4) 住所地付近、勤務先等における聞込み調査
- (5) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第4条第1項の規定による警告及び第5条第1項の規定による禁止命令等に関する照会
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令に関する照会
- (7) 暴力団等照会
- (8) 保管設備又は保管委託契約の確認調査
- (9) 警察総合相談管理システム（兵庫県警察情報管理システム運用管理要綱（平成13年兵庫県警察本部訓令第21号。以下「システム運用管理要綱」という。）に規定する対象業務として指定したシステムをいう。）による照会
- (10) その他必要な調査

3 前項第1号、第2号、第5号から第7号、第9号及び第10号の規定による照会をしたときは、生活安全部長が定める様式の申請者等照会結果報告書を作成するものとする。

（認知機能検査）

第6条の2 署長は、許可申請書を受理した場合において、申請者の年齢が当該受理した日において75歳以上のときは、前条の調査のほか、規則第14条に規定する方法により、法第4条の3第1項に規定する検査（以下「認知機能検査」という。）を実施するものとする。ただし、当該申請者から許可申請書を提出した日以後に道路交通法（昭和35年法律第105号。）第97条の2第1項第3号イに規定する検査又は同法第101条の7第1項に規定する検査（以下「道路交通法に基づく認知機能検査」という。）を受けたことを証明する書類の提示があった場合には、認知機能検査を受けたものとみなす。

2 署長は、前項ただし書により認知機能検査を受けたものとみなそうとするときは、必要に応じて、生活安全部長が定める様式の銃砲刀剣類関係事項照会書（認知機能検査）により交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に道路交通法に基づく認知機能検査の受検歴について照会するものとする。

3 署長は、認知機能検査を実施するときは、申請者から生活安全部長が定める様式の認知機能検査受検申込書を受理するものとする。

4 署長は、認知機能検査を実施したときは、検査結果に応じて、生活安全部長が定める様式の認知機能検査結果通知書を作成し、申請者に交付するものとする。

5 署長は、認知機能検査と採点に用いた検査用紙及び採点補助用紙並びに前項の規定による認知機能検査結果通知書の写しを第9条第1項の所持者カードと共に3年間保管するものとする。

（受診等命令）

第6条の3 前条の認知機能検査の結果が規則第15条の基準に該当する場合で、法第4条の3第2項の規定により、医師への受診及び当該医師の診断書の提出命令（以下「受診等命令」という。）をする必要があると認める者（以下「基準該当者」という。）に該当するときは、次に掲げる要領により同受診等命令を実施するものとする。

- (1) 署長は、法第4条の3第2項の規定による受診等命令の必要性について速やかに生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）と協議を行い、同受診等命令の必要性が認められる場合は、生活安全部長が定める様式の受診等命令上申書に当該認知機能検査に用いた認知機能検査検査用紙及び採点補助用紙並びに認知機能検査結果通知書の写しを添付し、生活安全部長に上申（生活安全部保安課（以下「保安課」という。）経由。以下同じ。）をすること。
- (2) 生活安全部長は、受診等命令の決定をするときは、法第4条の3第2項及び法第12条の3の規定により公安委員会が指定する医師のうち、診断の対象者の区分に応じた医師（以下「指定医師」という。）から必要事項に係る意見を聴取すること。

- (3) 生活安全部長は、受診等命令を決定したときは、生活安全部長が定める様式の受診等命令決定通知書に生活安全部長が定める様式の受診等命令書を添えて申請者の住所地を管轄する警察署の長に送付すること。
 - (4) 署長は、前号の規定による送付を受けたときは、速やかに受診等命令書を基準該当者に交付するとともに、同基準該当者から受領事実を明らかにする書面を徴収し、保安課長に送付すること。なお、受診等命令の結果については、生活安全部長が定める様式の受診等命令結果送付書に關係書類を添えて保安課長に送付するものとする。
 - (5) 保安課長は、第1号に規定する上申を受けたときは、生活安全部長が定める様式の銃砲刀剣類所持者行政処分管理簿を作成すること。
- 2 前項の規定による受診等命令の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 署長は、基準該当者の普段の言動その他参考事項を保安課長に通知すること。
 - (2) 保安課長は、前号の規定による通知を受けた場合は、指定医師に対し、必要な事項を連絡して、その意見を聴取すること。
 - (3) 署長は、基準該当者の言動等から指定医師、家族等に対し危害を加えるおそれがあると認める場合は、保安課長及び指定医師の勤務先を管轄する警察署の長と協議の上、身辺の保護対策を講じること。
 - (4) 署長は、基準該当者に対し、医師の診断等に要する費用は、当該基準該当者自身が負担しなければならないことを説明すること。
- 3 署長は、申請者が認知機能検査を受検しなかった場合、基準該当者が受診等命令に応じなかった場合又は指定医師の診断の結果、基準該当者が介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症（以下「認知症」という。）であった場合は、第10条の規定による不許可処分の上申をするものとする。この場合において、当該基準該当者が他の銃砲刀剣類に係る所持許可を有しているときは、併せて第75条の規定による取消処分の上申をするものとする。
- 4 保安課長は、前項の基準該当者が不許可処分（申請の取下げを含む。）又は取消処分を受け、若しくは自らの意思に基づいて銃砲刀剣類を所持しないこととなった場合において、当該基準該当者が運転免許証を取得しているときは、運転免許課長に通報するものとする。
- 5 保安課長は、運転免許課長から、銃砲刀剣類の所持許可を受けた者（以下「所持者」という。）が認知症と診断され運転免許の取消しの決定がなされたと連絡を受けた場合は、当該所持者の住所地を管轄する警察署の長に通報し、通報を受けた署長は第75条の規定による取消処分又は第76条の5の規定による受診等命令の上申をするものとする。

（調査及び所持許可時の留意事項）

第7条 署長は、第6条の規定による調査及び所持許可等をするに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 基準外銃砲を排除するため、申請者の資格と所持目的の關係、特に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する事項との關係について慎重に検討すること。
- (2) 法第5条第1項第3号から第5号まで、同項第17号、同項第18号又は法第5条第5項の規定に該当する者の認定を行う場合は、あらかじめ保安課長と協議すること。
- (3) 法第5条第5項に規定する同居の親族は、同一の住居で日常生活を共にする民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族の範圍とする。
- (4) 法人の業務のための銃砲刀剣類の所持許可をする場合において、法第5条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までの規定に該当する同居の親族があるときは、保管その他危害防止上の措置を十分に講じさせること。
- (5) 銃砲刀剣類を輸入して所持しようとする申請者が欠格事由に該当する場合は、運輸会社、税関等と連絡を密にし、当該銃砲刀剣類の譲渡、廃棄その他の処分を当該申請者に行わせること。

（条件の付与等）

第7条の2 署長は、第6条及び前条の規定による調査等の結果、危害防止上の必要から法第4条第2項の規定による許可に条件を付するときは、次の要領により付するものとする。ただし、条件により許可の基本部分を変更することはできない。

- (1) 法第4条第1項第1号の許可につき、発射の必要がない場合は引き金に安全ゴムをはめるなどの撃発

機構が作動しない措置を講じること。

- (2) 法第4条第1項第2号の許可につき、銃砲の金属製保管庫には当該収容能力を超える銃砲を保管しないこと。
 - (3) 法第4条第1項第8号の許可につき、芸能公演等で銃砲を使用する場合は、空包を使用すること。
 - (4) 法第4条第1項第9号及び第10号の許可につき、銃砲刀剣類の展示の設備及び方法は、施錠されたガラスケースに収納し、かつ、ガラスケースは床又は壁等に固定すること。
- 2 署長は、前項の規定による条件を付することが許可の実態にそぐわないと認められるときは、保安課長と協議の上、他の条件を付することができる。
 - 3 署長は、前2項の規定により許可に条件を付するときは、次の手続により行うものとする。
 - (1) 許可条件の内容を、所定の許可証の許可の条件欄に記載するとともに、条件を付した年月日を年月日欄に記載して、条件を付したことを明らかにしておくこと。
 - (2) 第9条第1項各号に規定する所持者カードの許可の条件欄に、前号の内容を記載して条件を付したことを明らかにしておくこと。
 - 4 署長は、第1項及び第2項の規定により付した条件の解除の申請を受理した場合において、解除理由を調査の上、支障がないと認めるときは、許可証に記載した条件及び年月日の文字を横線2本を引いて消し、兵庫県公安委員会公印規程（昭和35年兵庫県公安委員会訓令第10号。以下「公印規程」という。）別表に規定する兵庫県公安委員会生活安全事務専用訂正印（以下「訂正印」という。）を押すものとする。
 - 5 署長は、前項の規定により調査した結果、条件を変更する必要があると認めるときは、第3項の規定に準じて当該許可証の許可の条件欄及び年月日欄に変更後の許可条件及び年月日を記載して条件を変更したことを明らかにするとともに、変更前の条件は前項に準じて処理するものとする。

（所持許可に係る上申）

第8条 署長は、次に掲げる銃砲に係る所持許可について、第6条に規定する調査を実施の上、欠格事由等に該当しないと認められる場合は、生活安全部長が定める様式の銃砲所持許可申請上申書に許可申請書（正本）及び関係書類を添えて、生活安全部長に上申するものとする。

- (1) 法第4条第1項第1号に規定する猟銃等
- (2) 法第4条第1項第3号に規定する銃砲
- (3) 法第4条第1項第4号に規定する拳銃及び空気拳銃
- (4) 法第4条第1項第5号の2に規定する空気銃及び空気拳銃

2 生活安全部長は、前項の上申を受け、所持許可を決定したときは、生活安全部長が定める様式の銃砲所持許可決定通知書により、署長に通知するものとする。

3 署長は、前項の通知を受けたときは、速やかに所持許可の手続を行わなければならない。

（所持者カード）

第9条 署長は、所持許可の手続をするときは、次に掲げる所持者カードを作成するものとする。

- (1) 猟銃等の場合 生活安全部長が定める様式の猟銃等所持者カード
- (2) 前号以外の銃砲又は刀剣類の場合 生活安全部長が定める様式の銃砲刀剣類（猟銃・空気銃を除く。）所持者カード

2 署長は、他の銃砲刀剣類の所持許可を受けており既に所持者カードを作成している者に対して所持許可の手続をするときは、前項の規定にかかわらず、当該所持者カードに許可事項を併記するものとする。

3 署長は、所持許可の更新、検査の実施等で変更があった場合は、その都度、所持者カードを補正するものとする。

（不許可処分等の上申）

第10条 署長は、第6条の規定による調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、警察本部長（以下「本部長」という。）に上申しなければならない。

- (1) 不許可に相当するもの
- (2) 許可の判断上疑義があるもの

2 署長は、前項の規定による上申をするときは、生活安全部長が定める様式の不許可（不更新）及び不認定処分上申書に許可申請書（正本）、不許可とするべき理由を疎明する資料及び関係書類を添えて本部長に送付（保安課経由。以下同じ。）をするものとする。

3 第6条の3第1項第5号の規定は、第2項の規定による送付を受けたときについて準用する。

(不許可処分の通知)

第10条の2 保安課長は、不許可処分の決定がなされた場合は、生活安全部長が定める様式の不許可(不更新)処分決定通知書を作成し、被処分者の住所地を管轄する警察署の長を経由して被処分者に交付しなければならない。この場合において、署長は被処分者から受領事実を明らかにする書面を徴し、保安課長に送付しなければならない。

第2節 許可証の交付

(許可証の交付)

第11条 署長は、銃砲刀剣類の所持許可(第8条第1項各号に掲げる場合を除く。)の手続をするときは、保安課長に対して許可証等作成依頼書(許可等事務に係る管理及び運用規程(平成30年兵庫県警察本部訓令第13号。以下「管理運用規程」という。)第10条第1項第4号に規定する許可証等作成依頼書をいう。以下同じ。)により猟銃・空気銃所持許可証(規則別記様式第29号)、銃砲所持許可証(規則別記様式第30号)又は刀剣類所持許可証(規則別記様式第31号)(以下これらを「許可証」という。)の作成を、許可番号交付依頼書(管理運用規程第10条第1項第4号に規定する許可番号交付依頼書をいう。以下同じ。)により許可番号の交付を依頼するものとする。

2 保安課長は、前項に規定する依頼を受けたとき、又は生活安全部長が第8条第2項の規定による所持許可の決定をしたときは、次に掲げる要領により許可証を作成し、許可証等送付書(管理運用規程第10条第1項第4号に規定する許可証等送付書をいう。以下同じ。)に当該許可証を添えて、署長に送付するものとする。この場合において、保安課長は、前項の許可番号の交付依頼により番号を交付するときは、許可番号交付書(管理運用規程第10条第1項第4号に規定する許可番号交付書をいう。以下同じ。)に当該番号を記載して、署長に送付するものとする。

(1) 猟銃・空気銃所持許可証の許可番号並びに銃砲所持許可証及び刀剣類所持許可証の番号(以下これらを「許可番号」という。)は、銃砲及び刀剣類を区分することなく、警察署ごとの一連番号とし、暦年ごとに更新する。この場合において、許可番号は、9桁の数とし、上位3桁は所持許可をした警察署のコード番号(警察署コード表(別表第1)に示す番号をいう。以下同じ。)、引き続き2桁は許可の年の元号の年数、末尾の4桁は0001から進行するものとする。この場合において、猟銃・空気銃所持許可証の原許可番号は許可番号と同一の番号とする。

(2) 猟銃・空気銃所持許可証の許可証番号は、警察署ごとの一連番号とし、暦年ごとに更新する。この場合において、許可証番号は、11桁の数とし、上位2桁は都道府県コード表(別表第2)に示す本県のコード番号(63)、引き続き3桁は所持許可をした警察署のコード番号、その次の2桁は許可の年を示す西暦年数の下2桁の数、末尾の4桁は0001から進行するものとする。

(3) 原交付年月日及び交付年月日並びに猟銃・空気銃所持許可証の原許可年月日、許可年月日及び確認年月日は、空白とすること。

(4) 猟銃・空気銃所持許可証又は銃砲所持許可証(空気拳銃に限る。)に張り付けた写真は、公印規程別表に規定する兵庫県公安委員会刑事事務、生活安全事務及び交通事務専用押出印(以下「押出スタンプ」という。)で契印する。

(5) 船舶に設置される救命銃の銃砲所持許可証には、4面の備考欄に当該船舶の船籍港、名称及び船長の氏名を記載する。

(6) 法第4条第1項第4号に規定する射撃競技用の拳銃又は空気拳銃の銃砲所持許可証の有効期間は許可の日から起算して2年に当たる期日を記載すること。ただし、既に同号に規定する拳銃又は空気拳銃の所持許可を受けた申請者に対して、さらに別の拳銃又は空気拳銃の所持許可の手続をする場合で申請者が希望するときは、前の許可の期間の終期に、新たな許可の終期が一致するように許可の期間を定めることができる。

(7) 猟銃・空気銃所持許可証の更新申請期間は、当該猟銃等の許可の有効期間が満了する日の2月前から1月前までの間とすること。

3 署長は、保安課長から前項に規定する許可証の送付を受けたときは、次の要領により申請者に交付するものとする。

(1) 原交付年月日は、銃砲刀剣類につき当該所持者に最初に許可証を交付した日とすること。

- (2) 交付年月日は、許可証を交付した日とすること。
- (3) 猟銃・空気銃所持許可証の原許可年月日は、当該所持者が最初に当該猟銃等の所持許可を受けた日とし、許可年月日は、当該猟銃等につき許可又は更新許可をした日とすること。
- 4 署長は、他の猟銃等の所持許可を受けており、既に猟銃・空気銃所持許可証を交付している者に対して所持許可の手続をするときは、第2項の規定にかかわらず、次に掲げる要領により処理するものとする。
 - (1) 保安課長から第2項第1号の規定に準じて許可番号を取得し、当該番号が記載された許可番号交付書を受けること。
 - (2) 当該許可証に併記に係る所要の措置を行い、申請者に交付すること。
- 5 法第4条第1項第8号又は第9号に規定する芸能公演等又は博覧会等に使用する銃砲所持許可証及び刀剣類所持許可証の有効期間は、当該芸能公演等又は博覧会等に真に必要と認められる1年以内の期間で第3条第2項第4号の在留期間を超えない期間で署長が必要と認める期間とする。
- 6 法第6条第2項に規定する国際競技に参加するため本邦に入国した外国人に対する銃砲又は刀剣類の有効期間は、所定の許可証の許可の有効期間欄に60日を超えない範囲内で前項に準じて、署長が必要と認める期間とする。

(許可証交付時の教示)

第12条 署長は、前条の規定により許可証を交付し、又は許可証に併記するときは、申請者に次に掲げる事項を教示するものとする。

- (1) 許可年月日から起算して3箇月以内に許可に係る銃砲刀剣類を所持しない場合は、法第8条第1項第1号の規定により許可はその効力を失うこと。
- (2) 銃砲の引渡しを受ける際には、譲渡人に許可証を提示すること。
- (3) 許可に係る銃砲刀剣類を所持することとなった場合は、法第4条の4第1項の規定により、所持することとなった日から起算して14日以内に当該銃砲刀剣類の確認手続を受けなければならないこと。
- (4) 輸入される銃砲刀剣類に係る許可証の場合は、許可証を税関職員に提示して輸入の手続を行い、当該銃砲刀剣類の引渡しを受けること。
- (5) 猟銃等の所持許可の場合は、有効期間は許可後のその者の3回目の誕生日までであり、さらに継続して所持しようとするときは、所持許可の更新を受けなければならないこと。
- (6) 法第4条第1項第8号及び第9号の所持許可の場合は、許可証に記載された有効期間経過後は、第6条の規定による許可を受けるか、又は第25条の規定による当該許可証の返納をしなければならないこと。
- (7) 前号に規定する許可を受けない場合は、当該銃砲刀剣類を速やかに所持しない手続を採ること。ただし、許可有効期間中に当該銃砲刀剣類を輸出しようとするときは、輸出手続を行った後当該許可証を返納すること。
- (8) 第7条の2第1項及び第2項の規定により付した条件を遵守すること。
- (9) 法第4条第1項第8号及び第9号に規定する所持許可が、巡業を伴う芸能公演等又は展示場所の移転を伴う博覧会等の場合は、移動中における当該銃砲刀剣類の盗難、紛失等の防止措置を確実に講ずること。

第3節 確認手続等

(確認手続)

第13条 署長は、規則第17条第1項の規定により銃砲刀剣類及び許可証の提出を受けたときは、次に掲げる事項を確認することとし、生活安全部長が定める様式の銃砲刀剣類確認書を作成するものとする。

- (1) 当該銃砲刀剣類は、許可証及び譲渡等承諾書に記載された銃砲刀剣類に相違ないか。
- (2) 当該銃砲の構造又は機能は、法第5条第3項に規定する基準に適合しているか。
- (3) 第7条の2の規定により付した条件を遵守しているか。
- 2 前項の場合において、当該銃砲刀剣類が輸入されたものであるときは、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を確認するものとする。
 - (1) 通関手続は、適正に行われているか。
 - (2) 携帯入国の方法により輸入された銃砲刀剣類の場合にあっては、返還年月日はいつか。
- 3 署長は、前2項の規定により確認手続をし、支障がないと認めるときは、許可証を次に掲げる要領によ

り処理して、当該銃砲刀剣類とともに返還しなければならない。

- (1) 確認欄に確認手続をした年月日を記載し、その末尾に訂正印を押す。
- (2) 許可証の記載内容と一部が異なる銃砲刀剣類の確認手続をした場合は、許可証の該当箇所を書き換えて訂正印を押す。

(救命銃等の確認手続)

第14条 署長は、携帯が著しく困難な銃砲又は船舶に備え付ける救命銃の確認手続については、規則第17条第2項の規定により、当該銃砲の写真又は船舶検査官が発行する検査証明書を提出させて行うものとする。この場合においては、事後において、当該銃砲の所在地又は入港中の船舶に警察官を派遣して、前条第1項各号に掲げる事項について確認するものとする。

(打刻命令)

第15条 署長は、第13条の確認手続をした場合において、当該銃砲刀剣類が法第4条第1項第1号に規定する猟銃等であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、保安課長から番号又は記号（以下「番号等」という。）の指定を受け、打刻命令書（規則別記様式第16号）を交付して、猟銃等の機関部に4桁以上の番号等を打刻させなければならない。

- (1) 製造番号その他当該猟銃等を特定する番号等が打刻されていないとき。
- (2) 打刻されている番号等が3桁以内のとき。
- (3) 打刻されている番号等が既に所持許可をしている銃砲のものと同じであるとき。

2 署長は、前項の規定により番号等の指定を受けるときは、生活安全部長が定める様式の打刻番号交付依頼書を保安課長に送付するものとする。

3 保安課長は、前項の規定により打刻番号交付依頼書の送付を受けたときは、生活安全部長が定める様式の打刻番号通知書により番号等を指定するものとする。

4 第6条の3第1項第5号の規定は、第3項の規定により番号の指定をするときについて準用する。

(システム登録)

第16条 署長は、第13条又は第14条の確認手続を終了したときは、当該銃砲刀剣類及び所持者に関するデータを銃砲刀剣類管理システム（システム運用管理要綱に規定する対象業務として指定したシステムであって、銃砲刀剣類所持者の人定情報登録、銃砲刀剣類登録、各種講習受付登録等を行うシステムをいう。以下同じ。）に登録するものとする。

2 銃砲刀剣類管理システムへの登録その他の取扱いについては、生活安全部長が別に定める。

第4節 許可証の書換え

(書換申請書の受理)

第17条 署長は、銃砲刀剣類所持許可証書換申請書（規則別記様式第34号。以下「書換申請書」という。）を受理する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 書換えを必要とする理由を明らかにした書類を添付させること。
- (2) 書換え申請に係る事項が猟銃等の用途の変更に係るものであるときは、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃のいずれかに該当し、かつ、当該猟銃等の構造、機能等から支障がないものであること。
- (3) 許可証を亡失し、盗み取られ、又は滅失したため、これを添えて提出できないときは、第21条に規定する手続を採らせること。
- (4) 書換え申請に係る事項が次のいずれかに該当するときは、書換え申請の手続を行わせることなく、次条に定めるところにより当該箇所の書換えをすること。

ア 職業の変更であるとき。

イ 町名の変更等に伴う本籍又は住所の変更であるとき。

(許可証の書換え)

第18条 署長は、書換申請書を受理したときは、その事実を確認し、支障がないと認めるときは、許可証の該当箇所に横線2本を引いてその上部に変更事項を記載し、記載事項変更欄を処理して、それぞれ訂正印を押し、所持者カードに所要事項を記載して、申請者に返還しなければならない。

2 前項の場合において、書き換える箇所に余白がないときは、保安課長に対して許可証等作成依頼書により新たな許可証の作成を依頼するものとする。

3 保安課長は、前項に規定する依頼を受けたときは、次に掲げる要領により新たな許可証を作成し、許可

証等送付書に当該許可証を添えて、署長に送付するものとする。

(1) 変更事項以外の事項については、書換え前の許可証の記載事項と同一の内容とする。

(2) 訂正印は押さないこと。

4 署長は、保安課長から前項に規定する許可証の送付を受けたときは、所持者カードに所要事項を記載するとともに、次に掲げる処理を行い、申請者が現に所持する許可証と引き換えに、新たな許可証を交付するものとする。

(1) 猟銃・空気銃所持許可証の場合は、記載事項変更欄に所要の事項を記載するとともに、同欄及び許可年月日の項目の公安委員会印を必要とする箇所に訂正印を押す。

(2) 銃砲所持許可証の場合は、記載事項変更欄に所要の事項を記載して訂正印を押すとともに、確認及び許可の有効期間の項目に斜線の処理が行われているときは、同斜線に訂正印を押す。

(3) 刀剣類所持許可証の場合は、記載事項変更欄に所要の事項の記載して訂正印を押すとともに、現品引渡者欄、確認及び許可の有効期間の項目に斜線の処理が行われているときは、同斜線に訂正印を押す。

5 前各項の場合において、書換え申請が他の都道府県からの住所移転に係るものであるときは、前各項のほか、次に掲げる要領により処理するものとする。

(1) 猟銃・空気銃所持許可証の場合は、保安課長に許可番号交付依頼書により許可番号の交付を依頼し、保安課長から許可番号交付書により新たな許可番号の交付を受けること。

(2) 銃砲所持許可証及び刀剣類所持許可証の場合は、保安課長に対して、許可証等作成依頼書により許可証の作成を依頼すること。

(3) 保安課長は、前号に規定する依頼を受けたときは、次に掲げる要領により新たな許可証を作成し、許可証等送付書に当該許可証を添えて、署長に送付すること。

ア 許可番号は、第11条第2項第1号に定める要領により、新たな番号とする。

イ 変更事項以外の事項は、書換え前の許可証の記載事項と同一の内容とし、交付年月日は空白とする。

(4) 署長は、前号に規定する許可証の送付を受けたときは、所持者カードに所要事項を記載するとともに、銃砲所持許可証にあつては、前項第2号、刀剣類所持許可証にあつては前項第3号の処理を行い、申請者が現に所持する許可証と引き換えに、新たな許可証を交付すること。なお、交付年月日は許可証を交付した日とすること。

6 署長は、第4項及び前項第4号の規定により許可証を引き換えたときは、生活安全部長が定める様式の許可証等返納処理簿に所要事項を記載するとともに、裁断により廃棄するものとする。

(許可期間の延長)

第19条 署長は、許可期間延長申請書（規則別記様式第28号）を受理したときは、延長理由を確認し、支障がないと認めるときは、出管法第2条第2項及びこれに基づく法務省令により認められた在留期間を超えない範囲内で、許可の期間を延長するものとする。

2 署長は、前項の規定により許可期間を延長したときは、当該許可証の有効期間欄の有効期間の文字を横線2本引いて消して訂正印を押し、当該許可証の備考欄に「許可期間延長○年○月○日まで」と記載し、その末尾に公印規程別表に規定する兵庫県公安委員会生活安全事務専用印（以下「公安委員会専用印」という。）を押すものとする。

第5節 許可証の再交付

(許可証の再交付)

第20条 署長は、銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書（規則別記様式第35号。以下「再交付申請書」という。）を受理したときは、その事実を確認し、支障がないと認めるときは、保安課長に対して、許可証等作成依頼書により許可証の作成を依頼するものとする。

2 保安課長は、前項に規定する依頼を受けたときは、次に掲げる要領により、新たな許可証を作成し、許可証等送付書に当該許可証を添えて、署長に送付するものとする。

(1) 許可証の1面又は2面の兵庫県公安委員会の文字の左肩に、再交付の朱印を押す。

(2) 交付年月日及びその他の事項は、再交付前の許可証の記載事項と同一の内容とする。

3 第18条第4項の規定は、前項に規定する署長が保安課長から許可証の送付を受けたときの措置について準用する。

4 第1項の場合において、申請に係る許可証が他の署長から交付されたものであるときは、許可証を交付

した署長に照会するなどして許可証の記載内容を確認するものとする。

5 署長は、許可証の再交付を受けた者が、亡失し、又は盗み取られた許可証を回復したときは、返納させなければならない。

6 第18条第6項の規定は、前項の規定により返納を受けた許可証の措置について準用する。

(書換えを伴う許可証の再交付)

第21条 前条の場合において、許可証の書換えを伴うときは、新たな書換申請書を提出させることなく、当該再交付申請書の申請の理由欄に、書き換えるべき内容を記載させ、第17条から前条までの規定により処理しなければならない。

第6節 所持許可の更新

(所持許可の更新)

第22条 署長は、猟銃等所持許可更新申請書(規則別記様式第9号。以下「更新申請書」という。)を受理したときは、許可証の当該更新に係る許可事項記載面の下部欄外に「更新申請中」の印を押して申請者に返還するとともに、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、調査結果報告書を作成した上で、所持許可の更新をしなければならない。

- (1) 更新申請書及び添付書類は所定の事項を具備し、その内容は真実に相違ないか。
- (2) 当該猟銃等の用途及び所持目的は、法第4条第1項各号の規定に照らして、客観的にその必要性が認められるか。
- (3) 申請者は、欠格事由のいずれかに該当していないか。
- (4) 当該猟銃等の構造又は機能は、法第5条第3項に規定する基準に適合しているか。
- (5) 更新に係る猟銃等の保管の設備及び方法は、法第5条第4項の規定に該当しているか。
- (6) 申請者の同居の親族は、法第5条第5項の規定に該当していないか。
- (7) 申請者は、法第5条の2第2項第2号に該当していないか。
- (8) 当該猟銃等を、その用途に供しているか。

2 第6条第2項、第6条の2、第6条の3及び第7条第1号から第3号までの規定は、所持許可の更新について準用する。この場合において、第6条の2第1項中「当該受理した日」とあるのは「所持許可の有効期間が満了する日」と、「許可申請書を提出した以後」とあるのは「当該許可有効期間が満了する日の5月前から1月前までの間」と、第6条の3第3項中「第10条の規定による不許可処分」とあるのは「第24条の規定による不更新処分」と、第6条の3第4項中「不許可処分」とあるのは、「不更新処分」と読み替えるものとする。

3 署長は、所持許可の更新に係る猟銃等の使用実績を調査した結果、明らかにその用途に供していないと認められ、かつ、その理由が不明確なときは、譲渡、廃棄等の措置を採らせるよう指導するものとする。

(更新した許可証の交付等)

第23条 署長は、所持許可の更新をするときは、次に掲げる要領により処理するものとする。

- (1) 規則第35条第1項の規定により新たな許可証を交付する場合は、保安課長に対して、許可証等作成依頼書により許可証の作成を、許可番号交付依頼書により許可番号の交付を依頼する。
- (2) 前号の規定により依頼を受けた保安課長は、次に掲げる要領により新たな許可証を作成する。
 - ア 交付年月日は、空白とする。
 - イ 許可年月日は、更新に係る所持許可の有効期間の満了の日の翌日とする。
 - ウ 確認年月日は、斜線を引き訂正印を押す。
 - エ 許可番号は、第11条第1項第1号に定める要領により、新たな番号とする。
 - オ 有効期間は、更新後のその者の3回目の誕生日までとする。
 - カ その他の事項は、更新前の許可証の記載事項と同一の内容とする。
- (3) 署長は、保安課長から許可証等送付書による許可証の送付及び許可番号交付書による許可番号の交付を受けたときは、提出を受けた許可証と引き換えに申請者に交付する。この場合において、交付年月日は許可証を交付した日とし、更新に係る所持許可の有効期間が満了するまでは交付してはならない。
- (4) 新たな許可証を交付しないで更新する場合は、更新手続中の許可証の更新欄及び下部欄外を次に掲げる要領により処理するものとする。この場合において、更新に係る所持許可の有効期間が満了するまでに処理してはならない。

ア 更新年月日は、更新に係る所持許可の有効期間の満了の日の翌日とする。

イ 許可番号は、保安課長に許可番号交付依頼書により許可番号の交付を依頼し、保安課長から許可番号交付書により交付を受けた番号とする。

ウ 有効期間は、更新後のその者の3回目の誕生日までとする。

エ 「更新申請中」の文字を横線2本を引いて消し、訂正印を押す。

2 猟銃・空気銃所持許可証の更新申請期間は当該猟銃又は空気銃の許可の有効期間が満了する期日の2月前に当たる期日から1月前に当たる期日とする。

3 第18条第6項の規定は、第1項第3号の規定により引き換えた許可証について準用する。

(不更新処分等の上申)

第24条 署長は、第22条第1項各号に掲げる事項を調査し、支障があると認めるときは、不更新処分の上申をしなければならない。この場合において、当該所持許可の失効の日までに不更新の決定がなされない見通しのときは、所持許可の更新をした後に第75条に定めるところにより、所持許可の取消処分の上申をするものとする。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による不更新処分の上申について準用するものとする。この場合において、「許可申請書(正本)」とあるのは「更新申請書(正本)」と、「不許可とするべき」とあるのは「不更新とするべき」と読み替えるものとする。

第7節 許可証の返納等

(許可証の返納)

第25条 第18条第6項の規定は、銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書(規則別記様式第36号。以下「返納届出書」という。)により返納を受けた許可証について準用する。

2 署長は、返納届出書を受理した場合において、当該返納が所持許可の失効に係るものであるときは、次に掲げる要領により処理するものとする。

(1) 所持許可が失効した理由を明らかにした書類を添付させる。

(2) 法第8条第1項第2号又は第6号から第8号までの理由により失効した場合において、届出人が法第8条第6項の規定により譲渡等のために所持を希望するときは、返納届出書を次に掲げる要領により処理して、届出人に交付する。

ア 下部欄外に「〇年〇月〇日受理兵庫県公安委員会」と記載し、公安委員会専用公印を押す。

イ 銃砲刀剣類の種類欄に、返納された許可証に記載されている銃砲刀剣類の種類、番号等を記載する。

ウ 銃の処分状況欄に、「本届出書に記載されている銃砲刀剣類は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間銃砲刀剣類所持等取締法第8条第6項に規定する目的のため所持することができる」と記載する。

(3) 届出人が譲渡等を終了したときは、交付した返納届出書を速やかに返納させる。

(許可事項の抹消)

第26条 署長は、許可事項抹消申請書(規則別記様式第37号)を受理したときは、前条第2項の規定に準じて処理するとともに、抹消申請に係る許可事項を×印で消し、公安委員会専用公印を押すものとする。

第8節 移動通知

第27条 署長は、令第35条第1項から第5項までに規定する他の都道府県公安委員会に対する通知の必要性を認めた場合は、保安課長に通報するものとする。この場合において、保安課長は、生活安全部長が定める様式の銃砲刀剣類所持者移動等通知書(県外用)を当該都道府県警察の担当所属に送付することにより行うものとする。ただし、銃砲刀剣類管理システムに登録するものについては、この登録をもってこれに代えることができる。

2 署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活安全部長が定める様式の銃砲刀剣類所持者移動等通知書(県内用)により、関係署長に通知しなければならない。ただし、銃砲刀剣類管理システムに登録するものについては、この登録をもってこれに代えることができる。

(1) 兵庫県内の他の警察署の管轄区域から住所を移転したことにより、許可証の書換えを行ったとき。

(2) 兵庫県内の他の警察署の管轄区域に住所を有する者から譲り受けた銃砲刀剣類の所持許可を行ったとき。

(3) 兵庫県内の他の警察署の管轄区域に住所を有する者の許可証を銃砲店、教習射撃場又は練習射撃場の設置者から返納を受けたとき。

3 前項第1号の規定による通知を受けた署長は、住所を移転した者に係る所持者カードを住所移転先を管轄する警察署の長に送付しなければならない。この場合、写し1部を作成して住所移転先を朱書し、廃銃カードとして保管するものとする。

第9節 報告の要求

第28条 署長は、次に掲げる場合は、銃砲を保管する者に対し、所持許可に係る銃砲及び実包の保管状況について、生活安全部長が定める様式の銃砲・実包保管状況報告書（所持者用）により報告を求めるものとする。

- (1) 所持許可又は確認手続を行うとき。
- (2) 銃砲を自ら保管する者が住居を移転したとき。
- (3) 盗難の防止その他危害防止上必要があると認めるとき。

2 署長は、銃砲の所持許可を有していない者に対し、所持許可を行うときは、生活安全部長が定める様式の銃砲・実包保管状況報告書（新規所持者用）により銃砲及び実包の保管設備に係る報告を求めるものとする。

3 署長は、第1項第3号に該当する場合は、法第10条の6第2項の規定により、実包を保管する者に対し、実包の保管状況について、帳簿の提出により報告を求めるものとする。

4 署長は、銃砲・実包保管状況報告書（所持者用）及び銃砲・実包保管状況報告書（新規所持者用）を所持者カードとともに保管しなければならない。

第3章 製造販売事業等の届出の受理

第1節 銃砲刀剣類等の製造等の届出の受理

（銃砲刀剣類の製造等の届出の受理）

第29条 署長は、銃砲刀剣類製造等届出書（規則別記様式第1号。以下「製造等届出書」という。）を受理したときは、当該製造等届出書のうち1通の下部欄外に「〇年〇月〇日受理兵庫県公安委員会」と記載し、公安委員会専用公印を押して、届出者に交付しなければならない。この場合において、受理した当該製造等届出書の写しを保安課長に送付するものとする。

2 署長は、記載事項に変更を生じた旨の製造等届出書を受理したときは、前項の規定に準じて処理しなければならない。

3 署長は、製造等届出書を受理したとき、及び知事から猟銃等製造事業又は猟銃等販売事業の許可通報を受理したときは、生活安全部長が定める様式の銃砲刀剣類販売等業者カード（以下「銃砲刀剣類業者カード」という。）を作成し、以後変更があった場合は、その都度補正するものとする。

4 署長は、銃砲刀剣類業者カードを作成したときは、その写しを保安課長に送付するとともに、変更があった場合は、その都度、通報するものとする。

5 署長は、第1項の届出に係る事業を廃止した旨の届出を受理したときは、銃器対策課長に通報するとともに、交付した製造等届出書を返納させ、銃砲刀剣類業者カードとともに保管するものとする。

（準空気銃、模造拳銃及び模擬銃器の製造等の届出の受理）

第30条 前条の規定は、準空気銃、模造拳銃及び模擬銃器の製造又は輸出に係る届出の受理について準用する。この場合において、前条第1項中「銃砲刀剣類製造等届出書（規則別記様式第1号。以下「製造届出書」という。）」とあるのは、「準空気銃製造等届出書（規則別記様式第77号）、模造拳銃製造等届出書（規則別記様式第78号）又は模擬銃器製造等届出書（規則別記様式第79号。）」と、同条第3項中「生活安全部長が定める様式の銃砲刀剣類販売等業者カード」とあるのは、「生活安全部長が定める様式の準空気銃・模造拳銃・模擬銃器製造（輸出）業者カード（以下「準空気銃等業者カード」という。）」と、同条第4項及び第5項中「銃砲刀剣類業者カード」とあるのは、「準空気銃等業者カード」と読み替えるものとする。

第2節 従事者届出書及び使用人届出書の受理

（従事者届出書の受理）

第31条 署長は、人命救助等に従事する者届出書（規則別記様式第2号。以下「従事者届出書」という。）を受理したときは、次に掲げる要領により人命救助等に従事する者届出済証明書（規則別記様式第3号。

以下「従事者証明書」という。)を作成し、届出者に交付しなければならない。

(1) 番号は、警察署ごとの一連番号とし、暦年で更新する。この場合において、番号は、7桁の数とし、上位3桁は従事者証明書を交付した警察署のコード番号、末尾の4桁は0001から進行するものとする。

(2) 交付年月日は、従事者証明書を交付する日とする。

2 署長は、人命救助等に従事する者が従事する者でなくなったとき又は記載事項に変更が生じた旨の従事者届出書を受理したときは、従事者証明書の該当箇所を横線2本を引いて消し、その上部に変更事項を記載して、備考欄を処理し、それぞれ訂正印を押して、届出者に返還しなければならない。

3 前項の場合において、書き換える箇所に余白がないときは、次に掲げる要領により新たな従事者証明書を作成し、提出を受けた従事者証明書を引き換えに、届出者に交付しなければならない。

(1) 番号は、書換え前の番号とする。

(2) 変更事項以外の事項は、書換え前の従事者証明書の記載事項と同一の内容とする。

4 署長は、従事者証明書を亡失し、盗み取られ、又は滅失した旨の届出を受理したときは、前項に準じて新たな従事者証明書を作成して、表面の兵庫県公安委員会の左肩に再交付の朱印を押し、届出者に交付しなければならない。

5 署長は、従事者証明書を交付したときは、生活安全部長が定める様式の人命救助等従事者カードを作成し、所持者カードと一緒に保管するとともに、変更があった場合は、その都度補正するものとする。

6 第18条第6項の規定は、引き換え又は返納を受けた従事者証明書について準用する。

(使用人届出書の受理)

第32条 署長は、使用人届出書(規則別記様式第4号)を受理したときは、当該届出に係る使用人の素行等について、届出人に質問するなど所要の調査を行い、支障がないと認めるときは、次に掲げる要領により使用人届出済証明書(規則別記様式第5号)を作成し、届出者に交付しなければならない。

(1) 番号及び交付年月日は、前条第1項第1号及び第2号の規定に準じて処理する。

(2) 写真は、押出スタンプで契印する。

2 前条第2項から第4項までの規定は、使用人届出書に係る使用人が使用人でなくなった旨、使用人届出書の記載事項に変更が生じた旨及び使用人届出済証明書を亡失し、盗み取られ、又は滅失した旨の届出の受理について準用する。

3 第18条第6項の規定は、引き換え又は返納を受けた使用人届出済証明書について準用する。

第4章 猟銃等の講習

第1節 初心者講習及び経験者講習

(講習会)

第33条 保安課長は、法第5条の3第1項の講習会を開催するときは、令第17条の規定によるほか、次に掲げる方法により実施するものとする。

(1) 初めて所持許可を受けようとする者に対する講習(以下「初心者講習」という。)と所持許可の更新を受けようとする者に対する講習(以下「経験者講習」という。)に区分して行う。

(2) 初心者講習については、講習終了後、当該講習に係る事項の習得状況について考査を実施する。

(3) 講習会の開催の公表は、警察署、交番及び駐在所の掲示板等に掲示して行う。

(4) 講習の内容は、猟銃等による犯罪又は事故の防止に直接つながる事項を重点に行う。

(講習申込書の受理)

第34条 署長は、猟銃等講習受講申込書(規則別記様式第19号)を受理したときは、当該申込書に申込み手数料相当額の収入証紙が貼り付けられていることを確認した後、当該申込書に記載された申込人氏名、受講希望年月日及び受講希望場所を銃砲刀剣類管理システムに登録しなければならない。

2 署長は、前項により登録をした場合は、当該事項を猟銃等講習受講申込書に記載して、申込者に次に掲げる事項を告げるとともに、当該申込書の写しを2通作成の上、1通を申込者に交付しなければならない。この場合において、当該申込書の写し1通を保安課長に送付するものとする。

(1) 受講年月日及び受講場所

(2) 交付した猟銃等講習受講申込書の写しを受講当日、講習会場に持参すること。

(3) 講習開始時間に遅れた場合は、受講できないこと。

- 3 署長は、第1項の猟銃等講習受講申込書を受理した場合において、申込者が法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者であるときは、やむを得ない事情を明らかにした書類の提出を受けて、やむを得ない理由を確認した後受理するものとする。この場合において、提出を受けたやむを得ない事情を明らかにした書類は、第3条第1項第1号に規定する添付する書類として取り扱うものとする。
- 4 保安課長は、講習終了後、第2項の規定により送付を受けた猟銃等講習受講申込書の写しに所要事項を記載した後、送付を受けた署長に返送するものとする。
- 5 署長は、前項の規定により返送を受けた猟銃等講習受講申込書の写しを、講習の種別ごとに編てつして保管するものとする。

(講習申込書の再交付)

第35条 署長は、前条第1項の講習会の申込をした者から、交付を受けた猟銃等講習受講申込書の写しを亡失し、盗み取られ、又は滅失した旨の申出を受けたときは、同条の規定に準じて再交付するものとする。

第2節 講習修了証明書

(講習修了証明書の交付)

第36条 保安課長は、第33条の講習を受けた者に対して、講習修了証明書(規則別記様式第20号)を交付しなければならない。ただし、初心者講習を受けた者については、同条第2号の考査に合格した者に交付するものとする。

(講習修了証明書の書換え及び再交付)

第37条 署長は、前条の証明書に係る講習修了証明書等書換申請書(規則別記様式第21号)を受理した場合には、その事実を確認し、支障がないと認めるときは、当該講習修了証明書の該当箇所に横線2本を引いてその上部に変更事項を記載して訂正印を押すとともに、下部欄外に「〇年〇月〇日書換え」と記載の上、申請者に返還しなければならない。

- 2 署長は、前条の講習修了証明書に係る講習修了証明書等再交付申請書(規則別記様式第22号)を受理した場合は、その事実を確認し、支障がないと認めるときは、保安課長に対して、許可証等作成依頼書により証明書の作成を依頼するものとする。
- 3 保安課長は、第2項の依頼を受理した場合は、次に掲げる要領により新たな講習修了証明書を作成し、許可証等送付書に当該証明書を添えて、署長に送付するものとする。
 - (1) 講習修了証明書の下部欄外に「〇年〇月〇日再交付」と記載する。
 - (2) 再交付年月日は、空白とする。
 - (3) 前2号以外の事項は、再交付前の講習修了証明書の記載事項と同一の内容とする。
 - (4) 再交付に係る講習修了証明書が他の都道府県公安委員会が交付したものであるときは、証明書番号は9から始まる新たな番号とする。この場合において、下部欄外に「〇〇公安委員会交付」と記載する。
- 4 署長は、前項の規定により講習修了証明書の送付を受けたときは、証明書の下部欄外の書換え年月日又は再交付年月日に講習修了証明書を交付する日を記載して、申請者に交付するものとする。

第3節 年少射撃資格講習

(年少射撃資格の認定のための講習会)

第37条の2 保安課長は、法第9条の14第1項に規定する講習会(以下「年少射撃講習」という。)を開催するときは、令第29条の規定によるほか、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 講習会の開催の公表は、警察署、交番及び駐在所の掲示板等に掲示して行う。
- (2) 講習の内容は、空気銃による犯罪又は事故の防止に直接つながる事項を重点に行う。

(年少射撃資格講習受講申込書の受理)

第37条の3 署長は、年少射撃資格講習受講申込書(規則別記様式第68号)を受理したときは、当該申込書に申込み手数料相当額の収入証紙が貼り付けられていることを確認した後、当該申込書に記載された申込人氏名、受講希望年月日及び受講希望場所を銃砲刀剣類管理システムに登録しなければならない。

- 2 署長は、前項により登録をした場合は、当該事項を年少射撃資格講習受講申込書に記載し、申込者に次に掲げる事項を告げるとともに、当該申込書の写しを2通作成の上、1通を申込者に交付しなければならない。この場合において、当該申込書の写し1通を保安課長に送付するものとする。
 - (1) 受講年月日及び受講場所
 - (2) 交付した年少射撃資格講習受講申込書の写しを受講当日、講習会場へ持参すること。

(3) 講習開始時間に遅れた場合は、受講できないこと。

3 保安課長は、講習終了後、前項の規定による送付を受けた年少射撃資格講習受講申込書の写しに所要事項を記載した後、送付を受けた署長に返送するものとする。

4 署長は、前項の規定により返送を受けた年少射撃資格講習受講申込書の写しを編てつして保管するものとする。

(年少射撃資格講習受講申込書の再交付)

第 37 条の 4 署長は、前条第 1 項の申込者から、交付を受けた年少射撃資格講習受講申込書の写しを亡失し、盗み取られ、又は滅失した旨の申出を受けたときは、同条の規定に準じて再交付するものとする。

第 4 節 年少射撃資格講習修了証明書

(年少射撃資格講習修了証明書の交付)

第 37 条の 5 保安課長は、第 37 条の 2 の講習を受けた者について、令第 30 条の規定による考査に合格したときは、年少射撃資格講習修了証明書（規則別記様式第 69 号）を交付するものとする。

(年少射撃資格講習修了証明書の書換え及び再交付)

第 37 条の 6 第 37 条第 1 項から同条第 4 項までの規定は、署長が年少射撃資格講習修了証明書に係る講習修了証明書等書換申請書又は講習修了証明書等再交付申請書を受理した場合の書換え及び再交付について準用する。

第 5 節 技能講習

(技能講習の公表)

第 37 条の 7 保安課長は、法第 5 条の 5 第 1 項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を開催するときは、警察署、交番及び駐在所の掲示板等に講習の内容を掲示することにより公表するものとする。

(技能講習受講申込書の受理)

第 37 条の 8 署長は、技能講習受講申込書（規則別記様式第 25 号）を受理したときは、当該申込書に申込み手数料相当額の収入証紙が貼り付けられていることを確認した後、当該申込書に記載された申込人氏名、希望年月日、希望場所及び希望銃種を銃砲刀剣類管理システムに登録しなければならない。

2 署長は、前項により登録をした場合は、申込者に次に掲げる事項を告げるとともに、技能講習通知書（規則別記様式第 26 号）を作成して、申込者に交付しなければならない。この場合において、当該通知書の写しを保安課長に送付するものとする。

(1) 受講年月日、受講場所及び受講銃種

(2) 技能講習通知書及び携行品を受講当日、講習会場へ持参すること。

(3) 講習開始時間に遅れた場合は、受講できないこと。

(技能講習通知書の再交付)

第 37 条の 9 署長は、前条第 1 項の技能講習の申込をした者から、交付を受けた技能講習通知書を亡失し、盗み取られ、又は滅失した旨の申出を受けたときは、同条の規定に準じて再交付するものとする。

第 6 節 技能講習修了証明書

(技能講習修了証明書の交付)

第 37 条の 10 保安課長は、技能講習を受講した者が技能講習の課程を修了したもの（以下この条において「修了者」という。）と認めるときは、技能講習修了証明書（規則別記様式第 27 号）を作成し、許可証等送付書に当該証明書を添えて申込書を受理した署長へ送付し、修了者と認めないときは、その旨を同署長に通知するものとする。

2 署長は、前項の規定により保安課長から技能講習修了証明書の送付を受けたときは、所持者カードに所要事項を記載して、修了者に技能講習修了証明書を交付するものとする。この場合において、交付年月日は、技能講習修了証明書を交付する日とすること。

3 署長は、第 1 項に規定する修了者と認められない旨の通知を受けたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(技能講習修了証明書の書換え及び再交付)

第 37 条の 11 第 37 条の規定は、署長が技能講習修了証明書に係る講習修了証明書等書換申請書又は講習修了証明書再交付等申請書を受理した場合の書換え及び再交付について準用する。

第5章 技能検定

(技能検定申込みの受理)

第38条 署長は、技能検定申請書(規則別記様式第8号)を受理したときは、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、調査結果報告書を作成した上で、生活安全部長が定める様式の技能検定申請書送付書に技能検定申請書(正本)及び関係書類を添えて、保安課長に送付しなければならない。

- (1) 技能検定申請書及び添付書類は、所定の事項を具備し、その内容は真実と相違ないか。
- (2) 申請者は、欠格事由(法第5条第1項第1号を除く。)のいずれかに該当していないか。
- (3) 申請者は、法第5条の2第1項及び第4項各号のいずれかの規定並びに第5項の規定に該当しているか。

2 前項の規定による送付を受けた保安課長は、申請書類を審査し、支障がないと認めるときは、技能検定通知書(規則別記様式第23号)を作成し、送付を受けた署長を経由して申請者に交付しなければならない。

3 第6条第2項(第8号を除く。)及び第3項の規定は、第1項の規定による調査を行うときについて準用する。

4 第10条及び第10条の2の規定は、第1項の規定による調査の結果、次のいずれかに該当する場合について準用する。この場合において、「許可申請書(正本)」を「技能検定申請書(正本)」と、「不許可とするべき」を「不認可とするべき」と読み替えるものとする。

- (1) 不認可に相当するもの
- (2) 認可の判断上疑義があるもの

(技能検定通知書の再交付)

第38条の2 署長は、前条第1項の規定による技能検定の申請をした者から、交付を受けた技能検定通知書を亡失し、盗み取られ、又は滅失した旨の申出を受けたときは、同条第2項の規定に準じて再交付するものとする。

(技能検定合格証明書の交付)

第38条の3 保安課長は、申請者が法第5条の4第2項に規定する技能検定を合格した者(以下この条において「合格者」という。)と認めるときは、技能検定合格証明書(規則別記様式第24号)を作成し、許可証等送付書に当該証明書を添えて申込書を受受理した署長へ送付するとともに、合格者と認めないときは、その旨を同署長に通知するものとする。

2 署長は、前項の規定により保安課長から技能検定合格証明書の送付を受けたときは、合格者に技能検定合格証明書を交付するものとする。この場合において、交付年月日は、技能検定合格証明書を交付する日とすること。

3 署長は、第1項の規定により、合格者と認められない旨の通知を受けた場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(技能検定合格証明書の書換え又は再交付)

第38条の4 第37条の規定は、署長が技能検定合格証明書に係る講習修了証明書等書換申請書又は講習修了証明書等再交付申請書を受受理した場合の書換え及び再交付について準用する。

第6章 指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場

第1節 指定射撃場

(指定射撃場の指定)

第39条 署長は、指定射撃場指定申請書(府令別記様式第1号。以下この条において「指定申請書」という。)を受受理する際には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 府令第10条に規定する書類
- (2) トラップ射撃場、スキート射撃場、散弾銃(移動標的)射撃場、ライフル(自然式)射撃場、けん銃(自然式)射撃場及び空気銃(自然式)射撃場に係る申請にあっては、それぞれ府令別表第2、第3、第3の2、第6、第9又は第12に規定する保有敷地が確保されていることを証明する書類

2 署長は、指定申請書を受受理したときは、次に掲げる事項を調査し、生活安全部長が定める様式の指定射撃場上申書に当該指定申請書(正本)及び関係書類を添えて、生活安全部長に上申するものとする。

- (1) 指定申請書及び添付書類は所定事項を具備し、その内容は真実に相違ないか。
- (2) 位置及び構造設備は、府令第4条又は第5条の基準に適合しているか。

- (3) 設置者及び管理者は、府令第6条及び第6条の2の基準に適合しているか。
- (4) 管理方法の基準は、府令第8条又は第9条の基準に適合しているか。
- (5) 府令第3条に規定する区分が異なる射撃場が併設される場合は、同一の管理者にこれらの射撃場を管理させることが可能か。

3 前項の規定による上申を受けた生活安全部長は、申請書類を審査し、支障がないと認めるときは、指定通知書（府令別記様式第2号）を作成し、上申した署長を経由して申請者に交付しなければならない。

4 署長は、前項の指定通知書を交付したときは、交付を受けた者から受領事実を明らかにする書面を徴収するとともに、生活安全部長が定める様式の射撃場カードを作成し、当該書面及び射撃場カードの写しを保安課長に送付するものとする。

（記載事項変更届の受理）

第40条 署長は、記載事項変更届（府令別記様式第3号）を受理したときは、必要な調査を行い、支障がないと認めるときは、当該記載事項変更届のうち1通の下部欄外に「〇年〇月〇日受理兵庫県公安委員会」と記載し、公安委員会専用公印を押して、届出者に交付しなければならない。

2 署長は、前項の規定により記載事項変更届を交付したときは、射撃場カードを補正するとともに、その写しを保安課長に送付するものとする。

（指定射撃場の指定解除）

第41条 署長は、指定射撃場が府令第4条から第9条までに規定する位置、構造設備、管理者及び管理方法のいずれかの基準に適合しなくなったときは、その概要を生活安全部長に報告（保安課経由。以下同じ。）をしなければならない。

2 生活安全部長は、指定射撃場の指定を解除するときは、指定解除通知書（府令別記様式第4号）を作成し、当該指定射撃場の所在地を管轄する警察署の長を経由して、当該指定射撃場の設置者又は管理者に交付しなければならない。

3 署長は、前項の規定により指定解除通知書を交付したときは、交付を受けた者から受領事実を明らかにする書面を徴収するとともに、当該書面を保安課長に送付しなければならない。

4 第6条の3第1項第5号の規定は、第1項の規定により報告を受けたときについて準用する。

（報告の要求）

第42条 保安課長及び署長は、法第27条の2第1項の規定により、指定射撃場の業務に関する報告を求めるときは、生活安全部長が定める様式の業務報告書を徴して行うものとする。

第2節 射撃指導員

（射撃指導員の指定）

第43条 署長は、射撃指導員指定申請書（規則別記様式第41号。以下この条において「指定申請書」という。）を受理する際には、申請者が規則第42条に規定する射撃指導員の基準に適合するか否かを審査するため、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 猟銃・空気銃所持許可証又は銃砲所持許可証の写し
- (2) 申請者の所属団体（兵庫県クレー射撃協会、兵庫県ライフル射撃協会、兵庫県バイアスロン連盟、一般社団法人兵庫県猟友会、一般社団法人全日本狩猟倶楽部兵庫県支部、一般社団法人全日本指定射撃場協会、兵庫県銃砲火薬商業組合又は公益財団法人日本体育協会）からの推薦書
- (3) 申請者の履歴書

2 署長は、指定申請書を受理したときは、次に掲げる事項を調査し、生活安全部長が定める様式の射撃指導員指定申請書送付書に当該指定申請書（正本）及び関係書類を添えて保安課長に送付しなければならない。

- (1) 指定申請書及び添付書類は所定の事項を具備し、その内容は真実に相違ないか。
- (2) 当該申請者は、規則第42条に規定する基準に適合する者であるか。
- (3) 当該申請者は、実際に射撃指導を行う時間的かつ経済的余裕があるか。

3 前項の規定による送付を受けた保安課長は、申請書類を審査し、支障がないと認めるときは、射撃指導員指定書（規則別記様式第42号）を作成し、送付を受けた署長を経由して、申請者に交付しなければならない。

4 署長は、前項の射撃指導員指定書を交付するときは、所持者カードに所要事項を記載するとともに、交

付を受けた者から受領事実を明らかにする書面を徴収し、当該書面を保安課長に送付するものとする。

(射撃指導員の指定解除)

第44条 署長は、射撃指導員が規則第42条に規定する射撃指導員の基準に適合しなくなったときは、その概要を保安課長に通報しなければならない。

2 保安課長は、射撃指導員の指定を解除するときは、射撃指導員指定解除通知書(規則別記様式第43号)を作成し、当該射撃指導員の住所地を管轄する警察署の長を経由して交付するものとする。

3 署長は、前項の射撃指導員指定解除通知書を交付するときは、交付を受けた者から受領事実を明らかにする書面を徴するとともに、当該書面を保安課長に送付しなければならない。

4 第6条の3第1項第5号の規定は、第1項の規定により通報を受けたときについて準用する。

第3節 教習射撃場

(教習射撃場の指定)

第45条 署長は、教習射撃場指定申請書(規則別記様式第45号。以下この条において「教習射撃場申請書」という。)を受理したときは、次に掲げる事項を調査し、生活安全部長が定める様式の教習射撃場上申書に当該教習射撃場申請書(正本)及び関係書類を添えて、生活安全部長に上申をしなければならない。

(1) 教習射撃場申請書及び添付書類は所定の事項を具備し、その内容は真実と相違ないか。

(2) 管理者及び管理方法は、規則第47条に規定する基準に適合しているか。

(3) 規則第49条に規定する基準に適合する教習射撃指導員が置かれているか。

(4) 令第27条に規定する基準に適合する教習用備付け銃(以下「教習銃」という。)の備付けが可能であるか。

(5) 規則第59条第1項に規定する教習銃の保管設備が確保できているか。

2 前項の規定による上申を受けた生活安全部長は、申請書類を審査し、支障がないと認めるときは、教習射撃場指定書(規則別記様式第46号)を作成し、上申した署長を経由して、申請者に交付しなければならない。

3 署長は、前項の教習射撃場指定書を交付したときは、交付を受けた者から受領事実を明らかにする書面を徴収するとともに、射撃場カードを補正し、当該書面及び射撃場カードの写しを保安課長に送付するものとする。

(記載事項変更届の受理)

第46条 第40条の規定は、教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書(規則別記様式第49号)を受理したときの処理について準用する。この場合において、同条中「当該記載事項変更届のうち1通」とあるのは、「当該教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書の写し」と読み替えるものとする。

(教習射撃場の指定解除及び教習修了証明書の交付の禁止)

第47条 署長は、教習射撃場が法第9条の8第1項及び第2項に規定する指定の解除事由に該当したときは、その概要を生活安全部長に報告しなければならない。

2 生活安全部長は、教習射撃場の指定を解除するときは教習射撃場指定解除通知書(規則別記様式第55号)を、教習修了証明書の交付を禁止しようとするときは教習修了証明書交付禁止通知書(規則別記様式第56号)をそれぞれ作成し、当該教習射撃場の所在地を管轄する警察署の長を経由して、当該教習射撃場の設置者又は管理者に交付しなければならない。

3 署長は、前項の規定により教習射撃場指定解除通知書又は教習修了証明書交付禁止通知書を交付したときは、交付を受けた者から受領事実を明らかにする書面を徴収するとともに、当該書面を保安課長に送付しなければならない。

4 第6条の3第1項第5号の規定は、第1項の規定により報告を受けたときについて準用する。

(報告の要求)

第48条 第42条の規定は、教習射撃場の業務に関する報告の要求について準用する。

第4節 教習用備付け銃

(教習用備付け銃等届出書等の受理)

第49条 署長は、教習用備付け銃等届出書(規則別記様式第52号)を受理したときは、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、当該教習用備付け銃等届出書のうち1通の下部欄外に「〇年〇月〇日受理兵庫県公安委員会」と記載し、公安委員会専用公印を押して、届出者に交付しなければならない。

この場合において、受理した当該教習用備付け銃等届出書の写し1通を保安課長に送付するものとする。

- (1) 教習銃は、教習用備付け銃等届出書に記載された銃と相違ないか。
- (2) 教習銃の構造又は機能は、令第27条に規定する基準に適合しているか。
- (3) 教習銃の保管の設備及び方法は、規則第59条に規定する基準に適合しているか。

2 前項の規定は、教習用備付け銃等変更届出書（規則別記様式第53号）を受理したときの処理について準用する。

（番号等の打刻命令）

第50条 第15条の規定は、前条第1項第1号の規定により確認した教習銃について準用する。この場合において、同条中「打刻命令書（規則別記様式第16号）」とあるのは、「打刻命令書（規則別記様式第17号）」と読み替えるものとする。

（改善命令）

第51条 署長は、教習銃に係る保管の設備及び方法について、規則第59条に規定する基準に適合していないなど危害予防上必要な措置を採らせる必要があると認めるときは、その概要を生活安全部長に報告しなければならない。

2 生活安全部長は、法第9条の7第3項の規定により、教習銃に係る保管の設備又は方法の改善その他危害予防上必要な措置を採ることを命じるときは、生活安全部長が定める様式の銃砲の保管（猟銃等保管業）設備（方法）改善命令書を作成し、当該教習射撃場の所在地を管轄する警察署の長を経由して、当該教習射撃場の設置者又は管理者に交付しなければならない。

3 署長は、前項の規定により銃砲の保管（猟銃等保管業）設備（方法）改善命令書を交付したときは、交付を受けた者から受領事実を明らかにする書面を徴収するとともに、当該書面を保安課長に送付しなければならない。

4 第6条の3第1項第5号の規定は、第1項の規定により報告を受けたときについて準用する。

第5節 教習射撃指導員

（教習射撃指導員選任等届出書の受理）

第52条 署長は、教習射撃指導員選任等届出書（規則別記様式第47号）を受理したときは、規則第49条に規定する教習射撃指導員の基準に適合していることを確認した後、当該届出書の写しの下部欄外に「〇年〇月〇日受理兵庫県公安委員会」と記載し、公安委員会専用公印を押して、届出者に交付しなければならない。この場合において、受理した教習射撃指導員選任等届出書の写し1通を保安課長に送付するものとする。

（教習射撃指導員の解任命令）

第53条 署長は、教習射撃指導員が法第9条の4第3項に規定する解任事由に該当したときは、その概要を生活安全部長に報告しなければならない。

2 生活安全部長は、教習射撃指導員の解任を命ずるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）等に定める聴聞の手続を経た後、教習射撃指導員解任命令書（規則別記様式第48号）を作成し、当該教習射撃場の所在地を管轄する警察署の長を経由して、当該教習射撃場の設置者又は管理者に交付しなければならない。

3 署長は、前項の規定により教習射撃指導員解任命令書を交付したときは、交付を受けた者から受領事実を明らかにする書面を徴収するとともに、当該書面を保安課長に送付しなければならない。

4 第6条の3第1項第5号の規定は、第1項の規定により報告を受けたときについて準用する。

第6節 教習資格認定

（教習資格の認定及び不認定）

第54条 署長は、教習資格認定申請書（規則別記様式第10号。以下「教習認定申請書」という。）を受理したときは、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、調査結果報告書を作成した上で、生活安全部長が定める様式の教習資格認定・年少射撃資格認定申請上申書に教習認定申請書（正本）及び関係書類を添えて、生活安全部長に上申をしなければならない。

- (1) 教習認定申請書及び添付書類は、所定の事項を具備し、その内容は真実と相違ないか。
- (2) 申請者は、欠格事由（法第5条第1項第1号を除く。）のいずれかに該当していないか。
- (3) 申請者は、法第5条の2第1項及び第4項各号のいずれかの規定並びに第5項の規定に該当しているか。

- 2 前項の規定により上申を受けた生活安全部長は、申請書類を審査し、支障がないと認めるときは、生活安全部長が定める様式の教習資格認定・年少射撃資格認定通知書により、上申した署長に通知するものとする。
- 3 保安課長は、次に掲げる要領により教習資格認定証（規則別記様式第 50 号。以下「教習認定証」という。）を作成し、許可証等送付書に当該教習認定証を添えて、上申をした署長に送付するものとする。
 - (1) 認定証番号は、7桁の数とし、上位2桁は都道府県コード表（別表第2）に示す本県のコード番号、引き続き2桁は許可の年の元号の年数、末尾の3桁は001から進行する一連番号とし、暦年ごとに更新するものとする。
 - (2) 写真は、押出スタンプで契印する。
 - (3) 交付年月日及び有効期間は空白とする。
- 4 署長は、前項の規定により保安課長から教習認定証の送付を受けたときは、申請者に教習認定証を交付するものとする。この場合において教習認定証の交付年月日は教習認定証を交付する日を、有効期間は交付の日から起算して3箇月目の日を記載すること。
- 5 署長は、第1項の規定による調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条及び第10条の2を準用する。この場合において、第10条中「許可申請書（正本）」とあるのは「教習認定申請書（正本）」と、「不許可とするべき」とあるのは「不認定とするべき」と、第10条の2中「生活安全部長が定める様式の不許可（不更新）処分決定通知書」とあるのは「生活安全部長が定める様式の不認定処分決定通知書」と読み替えるものとする。
 - (1) 不認定に相当するもの
 - (2) 認定の判断上疑義があるもの
- 6 第6条第2項（第8号を除く。）及び第3項の規定は、第1項の規定による調査を行うときについて準用する。
- 7 第18条第6項の規定は、有効期間が経過し、又は有効期間内に返納を受けた教習認定証について準用する。

（教習資格認定証の書換え及び再交付）

第54条の2 第37条の規定は、署長が教習認定証に係る講習修了証明書等書換申請書又は講習修了証明書等再交付申請書を受理した場合の書換え及び再交付について準用する。

- 2 署長は、保安課長から教習認定証の送付を受けたときは、認定証の下部欄外の書換え年月日又は再交付年月日に、認定証を交付する日を記載した上で申請者に交付するものとする。

第7節 練習射撃場

（練習射撃場の指定）

第55条 署長は、練習射撃場指定申請書（規則別記様式第57号。以下この条において「練習射撃場申請書」という。）を受理したときは、次に掲げる事項を調査し、生活安全部長が定める様式の練習射撃場上申書に当該練習射撃場申請書（正本）及び関係書類を添えて、生活安全部長に上申しなければならない。

- (1) 練習射撃場申請書及び添付書類は所定の事項を具備し、その内容は真実と相違ないか。
- (2) 管理者及び管理方法は、規則第63条において準用する規則第47条（第2号イ、ロ及びニを除く。）に規定する基準に適合しているか。
- (3) 規則第49条に規定する基準に適合する練習射撃指導員が置かれているか。
- (4) 令第27条に規定する基準に適合する練習用備付け銃（以下「練習銃」という。）を規則第71条の基準による備付けが可能であるか。
- (5) 規則第73条において準用する規則第59条第1項に規定する練習銃の保管設備が確保できているか。

2 前項の規定による上申を受けた生活安全部長は、申請書類を審査し、支障がないと認めるときは、練習射撃場指定書（規則別記様式第58号）を作成し、上申した署長を経由して、申請者に交付しなければならない。

- 3 署長は、前項の練習射撃場指定書を交付したときは、交付を受けた者から受領事実を明らかにする書面を徴収するとともに、射撃場カードを補正し、当該書面及び射撃場カードの写しを保安課長に送付するものとする。

（記載事項変更届の受理）

第 55 条の 2 第 46 条の規定は、教習射撃場指定申請書等記載事項変更届出書（規則別記様式第 49 号）を受理したときの処理について適用する。

（練習射撃場の指定解除）

第 55 条の 3 第 41 条の規定は、練習射撃場について準用する。

（報告の要求）

第 55 条の 4 第 42 条の規定は、練習射撃場の業務に関する報告の要求について準用する。

（練習銃の届出書の受理）

第 55 条の 5 第 49 条の規定は、練習銃の届出を受けた場合の教習用備付け銃等変更届出書を受理したときに適用する。

（番号等の打刻命令）

第 55 条の 6 第 15 条の規定は、練習銃について準用する。この場合において、同条中「打刻命令書（規則別記様式第 16 号）」とあるのは「打刻命令書（規則別記様式第 17 号）」と読み替えるものとする。

（改善命令）

第 55 条の 7 第 51 条の規定は、練習銃について準用する。

（練習射撃指導員選任等届出書の処理）

第 55 条の 8 第 52 条の規定は、練習射撃指導員選任等届出書（規則別記様式第 59 号）を受理したときについて準用する。

（練習射撃指導員の解任命令）

第 55 条の 9 第 53 条の規定は、練習射撃指導員の解任命令に準用する。この場合において、「教習射撃指導員解任命令書（規則別記様式第 48 号）」とあるのは「練習射撃指導員解任命令書（規則別記様式第 60 号）」と読み替えるものとする。

（練習資格の認定及び不認定）

第 55 条の 10 署長は、練習資格認定申請書（規則別記様式第 11 号。以下「練習認定申請書」という。）を受理した場合において、練習認定申請書及び添付書類は、所定の事項を具備し、その内容は真実と相違ないかを確認するとともに、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める事項を調査し、支障がないと認めるときは、調査結果報告書を作成の上、次項に定めるところにより練習資格認定証（規則別記様式第 61 号。以下「練習認定証」という。）を作成し、申請者に交付しなければならない。

(1) 猟銃の所持の許可を受けようとする者

ア 申請者は、欠格事由（法第 5 条第 1 項第 1 号を除く。）のいずれかに該当していないか。

イ 申請者は、法第 5 条の 2 第 1 項及び第 4 項各号のいずれかの規定並びに第 5 項の規定に該当しているか。

ウ 申請者は、過去 1 年以内に技能検定合格証明書又は教習修了証明書（規則別記様式第 51 号）の交付を受けているか。

(2) 空気銃の所持の許可を受けようとする者

ア 申請者は、法第 5 条（第 2 項から第 4 項を除く。）のいずれかに該当していないか。

イ 申請者は、講習修了証明書の交付を受けているか

(3) 法第 4 条第 1 項第 4 号の規定による空気拳銃の所持の許可を受けようとする者

ア 申請者は、法第 5 条（第 2 項から第 4 項を除く。）のいずれかに該当していないか。

イ 申請者は、法第 4 条第 1 項第 4 号の規定による推薦書（規則別記様式第 15 号）の交付を受けているか。

2 練習認定証は、次に掲げる要領により交付するものとする。

(1) 保安課長に対して、許可証等作成依頼書により練習認定証の作成を依頼する。

(2) 第 54 条第 3 項の規定は、練習認定証の作成について準用する。この場合において、「教習資格認定証」とあるのは「練習認定証」と、「上申をした署長」とあるのは「依頼をした署長」と、第 3 号中「交付年月日及び有効期間」とあるのは「交付年月日」と読み替えるものとする。

(3) 署長は、前号の規定により保安課長から練習認定証の送付を受けたときは、練習認定証の交付年月日に練習認定証を交付する日を記載の上、申請者に交付するものとする。

3 第 6 条第 2 項（第 8 号を除く。）及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定による調査を行うときについて準

用する。

- 4 第54条第5項の規定は、練習認定の不認定処分の上申について準用する。この場合において、「教習認定申請書」とあるのは「練習認定申請書」と読み替えるものとする。
- 5 第18条第6項の規定は、返納を受けた練習認定証について準用する。

第7章 年少射撃資格認定

(年少射撃資格認定)

第55条の11 署長は、年少射撃資格認定申請書（規則別記様式第64号。以下「年少認定申請書」という。）を受理したときは、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、調査結果報告書を作成の上、教習資格認定・年少射撃資格認定申請上申書に年少認定申請書（正本）及び関係書類を添えて、生活安全部長に上申をしなければならない。

- (1) 年少認定申請書及び添付書類は所定の事項を具備し、その内容は真実に相違ないか。
- (2) 申請者は、法第9条の13第1項各号のいずれかの規定に該当していないか。
- (3) 申請者は、法第9条の13前段に該当する者であるか。
- (4) 申請者が、年少射撃指導員の監督の下に射撃の指導を受ける確実な見込みが認められるか。
- (5) 申請者は、空気銃射撃競技を継続して行う意志が認められるか。

2 前項の規定により上申を受けた生活安全部長は、申請書類を審査し、支障がないと認めるときは、教習資格認定・年少射撃資格認定通知書により、上申した署長に通知するものとする。この場合において、保安課長は、次に掲げる要領により年少射撃資格認定証（規則別記様式第65号）以下「年少認定証」という。）を作成し、許可証等送付書に当該年少認定証を添えて、上申した署長に送付するものとする。

- (1) 認定証番号は警察署ごとの一連番号とし、暦年ごとに更新する。この場合において、認定証番号は8桁の数とし、上位3桁は申請を受理した警察署のコード番号、2桁は認定の年の元号の年数、末尾の3桁は001から進行するものとする。
- (2) 写真は、押出スタンプで契印する。
- (3) 交付年月日は空白とする。

3 署長は、前項の規定により保安課長から年少認定証の送付を受けたときは、次に掲げる要領により、申請者に交付するものとする。

- (1) 年少認定証の交付年月日は、年少認定証を交付する日を記載すること。
- (2) 申請者が年少射撃資格の認定を受けた者（以下「年少射撃資格者」という。）である場合は、生活安全部長が定める様式の年少射撃資格者カード（以下「年少者カード」という。）に所要事項を記載するものとする。

4 第6条第2項（第8号を除く。）及び第3項の規定は、第1項の規定による調査を行うときについて準用する。

5 第10条及び第10条の2の規定は、署長の第1項の規定による調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときにおいて準用する。この場合において、第10条中「許可申請書（正本）」とあるのは、「年少認定申請書（正本）」と、「不許可とするべき」とあるのは「不認定とするべき」と、第10条の2中「生活安全部長が定める様式の不許可（不更新）処分決定通知書」とあるのは、「生活安全部長が定める様式の不認定処分決定通知書」と読み替えるものとする。

- (1) 不認定に相当するもの
- (2) 認定の判断上疑義があるもの

6 第18条第6項の規定は、法第9条の15第2項において準用する第8条第2項の規定により年少認定証の返納を受けた場合について準用する。

(年少射撃資格者カード)

第55条の12 署長は、前条の規定により年少射撃資格認定をしたときは、年少者カードを作成するものとする。

2 署長は、年少射撃資格認定の内容に変更があった場合は、その都度、年少者カードを補正するものとする。

(年少射撃資格認定証の書換え)

第55条の13 署長は、年少射撃資格認定証書換申請書（規則別記様式第66号）を受理したときは、その事

実を確認し、支障がないと認めるときは、年少認定証の該当箇所に横線2本を引いてその上部に変更事項を記載し、備考欄を処理してそれぞれ訂正印を押し、年少者カードに所要事項を記載して、申請者に返還しなければならない。

- 2 前項の場合において、書き換える箇所に余白がないとき又は他の都道府県からの住所移転に係るものであるときは、保安課長に対して許可証等作成依頼書により新たな年少認定証の作成を依頼するものとする。
- 3 保安課長は、前項に規定する依頼を受けたときは、次に掲げる要領により新たな年少認定証を作成し、許可証等送付書に当該認定証を添えて、署長に送付するものとする。
 - (1) 他の都道府県からの住所移転に係るものである場合、認定証番号は、第55条の11第3項第1号に定める要領による、新たな番号とする。
 - (2) 交付年月日及び変更事項以外の事項については、書換え前の年少認定証の記載事項と同一の内容とする。
 - (3) 写真は、押出スタンプで契印する。
- 4 署長は、前項の規定により保安課長から年少認定証の送付を受けたときは、年少者カードに所要事項を記載するとともに、年少認定証の備考欄を処理して訂正印を押し、申請者が現に所持する年少認定証と引き換えに、新たな年少認定証を申請者に交付するものとする。
- 5 第18条第6項の規定は、前項の規定により引き換えた年少認定証について準用する。
(年少射撃資格認定証の再交付)

第55条の14 署長は、年少射撃資格認定証再交付申請書(規則別記様式第67号)を受理したときは、その事実を確認し、支障がないと認めるときは、保安課長に対して、許可証等作成依頼書により年少認定証の作成を依頼するものとする。

- 2 保安課長は、前項に規定する依頼を受けたときは、次に掲げる要領により新たな年少認定証を作成し、許可証等送付書に当該年少認定証を添えて、署長に送付するものとする。
 - (1) 年少認定証の表面の兵庫県公安委員会の文字の左肩に、再交付の朱印を押し。
 - (2) 交付年月日及びその他の事項は、再交付前の年少認定証の記載事項と同一の内容とする。
- 3 署長は、前項の規定により保安課長から年少認定証の送付を受けたときは、年少者カードに所要事項を記載した上で申請者に交付するものとする。
- 4 署長は、年少認定証の再交付を受けた者が、亡失し、又は盗み取られた年少認定証を回復したときは、回復した年少認定証を返納させなければならない。
- 5 第18条第6項の規定は、前項及び認定が失効した場合に返納を受けた年少認定証について準用する。

第8章 猟銃等及び拳銃等の保管

第1節 猟銃等保管業者

(猟銃等保管業届出書の処理)

第56条 署長は、猟銃等保管業届出書(規則別記様式第70号。以下「保管業届出書」という。)を受理したときは、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、当該保管業届出書のうち1通の下部欄外に「〇年〇月〇日受理兵庫県公安委員会」と記載し、公安委員会専用公印を押し、届出者に交付しなければならない。この場合において、受理した当該保管業届出書の写し1通を保安課長に送付するものとする。

- (1) 保管の設備及び方法は、規則第91条に規定する基準に適合しているか。
 - (2) 保管場所が指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場の敷地内にある場合にあつては、常時十分な管理が行えるように従業員等を常駐させるなど盗難防止上の措置が講じられているか。
 - (3) 保管場所が指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場の敷地外にある場合にあつては、当該射撃場に近接した場所であり、かつ、常時十分な管理が行えるように家族又は従業員等が常駐するなど盗難防止の措置が講じられているか。
- 2 署長は、記載事項に変更を生じた旨の保管業届出書を受理したときは、前項に準じて処理しなければならない。
 - 3 署長は、保管業届出書を受理したときは、銃砲刀剣類業者カードを作成し、以後変更があつた場合は、その都度補正するものとする。

(改善命令)

第 57 条 第 51 条の規定は、猟銃等保管業者について準用する。

(保管業務の廃止又は停止の命令)

第 58 条 生活安全部長は、猟銃等保管業務の廃止又は停止を命ずるときは、行政手続法等に定める弁明の機会の付与の経路を経た後、猟銃等保管業務廃止等命令書(規則別記様式第 73 号)を作成し、当該猟銃等の保管場所を管轄する警察署の長を経由して、猟銃等保管業者に交付しなければならない。

(猟銃等保管業務廃止届出書の受理)

第 59 条 署長は、猟銃等保管業務廃止届出書(規則別記様式第 71 号)を受理したときは、第 56 条第 1 項の規定により交付している猟銃等保管業務届出書を返却させ、当該業者の銃砲刀剣類業者カードとともに保管するものとする。

(報告の要求)

第 60 条 第 42 条の規定は、猟銃等の保管業務に関する報告の要求について準用する。

第 2 節 拳銃等の保管受託

第 61 条 署長は、法第 10 条の 5 第 1 項第 2 号に規定する拳銃の所持許可を受けた者から、同項の規定により拳銃、拳銃部品及び拳銃実包(以下「拳銃等」という。)の保管の委託を受けたときは、次に掲げる要領により処理するものとする。

- (1) 保管の受託事務は、当該警察署の生活安全業務を担当する警部又は警部補の階級にある警察官(執務時間外にあつては、宿直責任者)が行う。
- (2) 許可証の提示を求め、許可を受けた者及び拳銃であること並びに拳銃部品及び拳銃実包があるときは当該拳銃に付随するものであることを確認の上、規則第 85 条第 4 号の帳簿として生活安全部長が定める様式の委託拳銃保管簿に所要事項を記載した後、拳銃保管庫に保管する。
- (3) 拳銃保管庫への収納及び拳銃保管庫からの払出しは、拳銃等の取扱責任者(規則第 85 条第 3 号の取扱責任者をいう。以下同じ。)の立会いの下に行う。
- (4) 取扱責任者は、兵庫県警察におけるけん銃の使用及び取扱いに関する訓令(平成 16 年兵庫県警察本部訓令第 5 号)第 9 条第 2 項の規定により所属長が指定する者をもって充てる。

2 保管の委託を受けた拳銃等を引き渡すときは、委託拳銃保管簿に署名を徴するものとする。

第 9 章 一斉検査

(一斉検査の指示)

第 62 条 生活安全部長は、法第 13 条の規定による検査(以下「一斉検査」という。)を年 1 回以上行うものとし、その都度署長に対し、一斉検査の期間、対象とする銃砲刀剣類その他必要な事項を指示するものとする。

(一斉検査の広報)

第 63 条 署長は、一斉検査を行おうとするときは、容易に一斉検査が受けられるよう日時及び場所の選定に配慮するとともに、次に掲げる方法により一斉検査の実施について周知徹底しなければならない。

- (1) 日時、場所その他必要事項を記載した書面により所持者に通知する。
- (2) 市町の広報紙、有線放送その他の広報媒体を活用する。
- (3) 一般社団法人兵庫県猟友会等関係団体の協力を求める。

(一斉検査の実施)

第 64 条 署長は、一斉検査を行うに当たっては、あらかじめ所持者の生活状況等を掌握しておき、一斉検査が形式に流れることのないようにするとともに、一斉検査の過程における面接、質問等を通じて次に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 所持者は、欠格事由に該当しないか。
- (2) 所持者は、当該銃砲刀剣類をその用途に供しているか。
- (3) 当該銃砲刀剣類の構造又は機能は、法第 5 条第 3 項に規定する基準に適合しているか。
- (4) 所持者は、令第 34 条に規定する消音器等を所持していないか。
- (5) 所持者の許可証の記載事項に変更が生じていないか。

2 署長は、猟銃等の所持許可を受けた者に対しては、当該猟銃等の使用実績について使用実績報告書(規則様式第 74 号)により報告を求めるとともに、銃砲又は実包の保管状況について、銃砲・実包保管状況報告書(所持者用)により報告を求め、さらに法第 10 条の 5 の 2 の規定による帳簿等により調査するものと

する。

3 署長は、当該銃砲刀剣類を明らかにその用途に供していないと認められ、かつ、その理由が不明確なとき、又は猟銃等に係る使用実績がないときは、当該所持者に対し、譲渡、廃棄等の措置を採るよう指導するとともに、法第 10 条の 9 又は法第 11 条の規定による行政処分の上申を検討するものとする。

(許可証等の処理)

第 65 条 署長は、一斉検査を終了したときは、許可証及び所持者カードを次に掲げる要領により処理するものとする。

(1) 猟銃・空気銃所持許可証は 28 面、銃砲所持許可証及び刀剣類所持許可証は 5 面の検査欄にそれぞれ一斉検査の実施年月日等所要事項を記載する。

(2) 所持者カードは、一斉検査実施状況欄に一斉検査の実施年月日等所要事項を記載する。

(一斉検査未実施者に対する措置)

第 66 条 署長は、一斉検査を受けなかった所持者に対しては、その理由を明らかにさせるとともに、次に掲げる要領により速やかに一斉検査を受けさせるなどの措置を講じなければならない。

(1) 他の警察署の管轄区域に住所を移転している者については、当該署長にその旨を通知して必要な措置を依頼する。

(2) 猟銃等製造事業者に修理を依頼している者については、修理完了後速やかに一斉検査を受けさせる。

(3) 帰国のため出国した外国人（再入国予定者を除く。）については、許可を失効したものとして処理する。

(4) 所在が判明しない者については、市町、親族、友人、勤務先等に対して、その所在発見のための追跡調査を行い、当該銃砲刀剣類の所在を確認して一斉検査を受けさせる。

(5) 前号の所在不明者が、自動車等の運転免許を受けている場合は、運転者管理システムに特別手配を行う。

(6) 証拠物件として押収されている銃砲刀剣類については、処分確定後、処分に応じた処理をする。

(7) 前各号に該当しない場合は、所持者に対し、速やかに一斉検査を受けるように督促する。

2 前項第 1 号の規定による依頼を受けた署長は、速やかに必要な調査及び措置を行い、その結果を当該署長に通報しなければならない。

第 10 章 立入検査

第 1 節 猟銃所持者

(立入検査の実施基準)

第 67 条 署長は、猟銃を保管する者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第 10 条の 6 第 2 項の規定により、当該猟銃の保管場所に対する立入検査を行うものとする。

(1) 法第 10 条の 6 第 1 項の規定により、猟銃の保管状況の報告を再三にわたって求めたにもかかわらず、これに応じず、又は報告がなされてもその内容が不十分であるとき。

(2) 猟銃の検査を再三にわたって求めたにもかかわらず、これに応じなかったとき。

(3) 近隣で、空き巣、忍込みその他の侵入盗犯が続発しているとき。

(4) 規則第 83 条に規定する保管の設備及び方法の基準に適合しない状態で、猟銃を保管していると認められるとき。

(5) その他危害予防上、猟銃の保管の状況を調査する必要があると認められるとき。

(事前通告)

第 68 条 署長は、前条の立入検査を実施しようとするときは、その旨を、生活安全部長が定める様式の立入検査実施通報書により、実施しようとする時の 48 時間前までに当該猟銃の所持者その他の関係者に通知するものとする。ただし、関係者の承諾を得た場合又は猟銃の保管に関する危害予防上特に必要がある場合は、この限りでない。

(立入検査の実施)

第 69 条 署長は、立入検査を適正かつ効果的に行うため、生活安全業務を担当する警察職員又はその他の警察職員で立入検査に関する知識及び経験を有する者を立入検査実施者として指定するものとする。

2 立入検査は、係長以上の幹部の指揮を受け、原則として複数で行うものとする。

3 立入検査は、日出から日没までの間に行うものとする。ただし、関係者の承諾を得た場合又は猟銃の保

管に関する危害予防上特に必要がある場合は、この限りでない。

4 立入検査実施者は、立入検査を行うときは、関係者に警察手帳等その身分を示す証明書を提示し、立入検査を行う旨を告げなければならない。

5 立入検査は、次に掲げる事項を重点に行うものとする。

- (1) 規則第 83 条に規定する銃砲の保管の設備及び方法の基準に適合しているか。
- (2) 保管に係る猟銃等に適合する実包、空包又は金属性弾丸と共に保管していないか。

6 立入検査実施者は、立入検査を行ったときは、その結果を書面により署長に報告しなければならない。

(立入検査時の留意事項)

第 70 条 猟銃の保管場所に対する立入検査に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 短時間に目的を達成するよう努めること。
- (2) 立入検査実施中に各種法令違反を認知したときは、法第 10 条の 6 第 6 項において準用する法第 9 条の 7 第 3 項の規定による命令（法第 10 条の 4 第 2 項又は第 3 項の規定による違反に限る。）に向けた措置を行い、又は立入検査を中止し、犯罪捜査のに移行すること。
- (3) 立入検査を拒否された場合は、強制措置をとらないで、その趣旨を説明し、相手方の協力を得ること。

(改善命令)

第 70 条の 2 第 51 条の規定は、前項第 2 号の命令について準用する。この場合において、「規則第 59 条に規定する基準」とあるのは「法第 10 条の 4 第 2 項又は第 3 項」と読み替えるものとする。

第 2 節 指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場並びに猟銃等保管業者

(立入検査の実施基準)

第 71 条 保安課長及び署長は、指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場並びに猟銃等保管業者の猟銃等の保管場所（以下「指定射撃場等」という。）に対する立入検査を、年 1 回以上行わなければならない。

2 保安課長及び署長は、前項のほか、次のいずれかに該当する場合は、その都度立入検査を行うものとする。

- (1) 指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場の場合にあつては、構造設備又は管理の方法に変更があつたとき及び射撃に関する事故が発生したとき。
- (2) 猟銃等保管業者の保管場所の場合にあつては、保管の設備及び方法に変更があつたとき。
- (3) その他危害予防上、猟銃等の保管の状況を調査する必要があると認めるとき。

(立入検査の実施)

第 72 条 第 69 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項までの規定は、指定射撃場等について準用する。

2 指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場に対する立入検査は、次に掲げる事項を重点に行うものとする。

- (1) 指定射撃場の場合にあつては、府令第 8 条及び第 9 条に規定する管理方法の基準に適合しているか。
- (2) 前号のほか、教習射撃場の場合にあつては規則第 47 条第 2 号に、練習射撃場の場合にあつては規則第 63 条において準用する規則第 47 条（第 2 号イ、ロ及びニを除く）に規定する管理方法の基準に該当しているか。
- (3) 教習射撃場の射撃教習は、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和 53 年国家公安委員会規則第 8 号）の規定に基づき適正に実施されているか。
- (4) 猟銃等及び猟銃用火薬類等の盗難及び事故防止のための管理体制は、十分であるか。
- (5) 射撃中における事故防止のための保安対策は、十分であるか。

3 猟銃等保管業者の保管場所に対する立入検査は、次に掲げる事項を重点に行うものとする。

- (1) 猟銃等の保管の設備及び方法は、規則第 91 条に規定する基準に適合しているか。
- (2) 猟銃等保管受託簿（規則別記様式第 72 号）に記載されている猟銃等と保管に係る猟銃等は合致しているか。

(立入検査時の留意事項)

第 73 条 指定射撃場等に対する立入検査に当たっては、第 70 条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 質問は、設置者又は管理者その他の従業員に対して行い、客に対する質問は、これらの者への質問では十分に目的を達成されない場合に限ること。
- (2) 関係者の正当な業務を不当に阻害しないようにすること。

(報告)

第74条 保安課長及び署長は、指定射撃場等に対する立入検査を行った結果、規則又は府令に規定する基準に適合しなくなったとき、危害予防上必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めるときその他指定射撃場等の監督上必要があると認めるときは、その旨を生活安全部長に報告をしなければならない。

第11章 取消処分、指示処分及び調査を行う間における保管

第1節 取消処分

(取消処分の上申)

第75条 署長は、次の表の対象者欄に掲げる者が、同表の取消し事由欄に掲げる許可又は認定の取消し事由に該当するときは、本部長に取消処分の上申をしなければならない。

対象者	取消し事由
銃砲刀剣類の所持許可を受けた者	法第11条第1項から第6項
年少射撃資格者	法第11条の3
教習資格の認定を受けた者	法第5条の4第1項ただし書
練習資格の認定を受けた者	法第9条の10第2項各号

2 署長は、前項の場合において、取消し事由に該当する者が管轄区域外に住所を有するときは、生活安全部長が定める様式の取消（指示）処分対象事案通報書に疎明資料を整えて、これを当該所持許可を受けた者の住所地を管轄する警察署の長に送付しなければならない。ただし、当該住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域に属する場合は、当該疎明資料を本部長に送付をするものとする。

3 前項前段の規定により疎明資料の送付を受けた署長は、第1項の規定により、本部長に上申をしなければならない。

4 第6条の3第1項第5号の規定は、第1項の上申を受けたときについて準用する。

(取消処分の通知)

第76条 保安課長は、取消処分の決定がなされたときは、被処分者の住所地を管轄する警察署の長を経由して被処分者に通知しなければならない。

2 署長は、前項の規定により通知したときは、被処分者から許可証、年少認定証、教習認定証若しくは練習認定証（以下、この条において「許可証等」という。）の返納を受け、又は許可事項の抹消をするものとする。

3 第18条第6項の規定は、前項の規定により返納を受けた許可証等について準用する。

第2節 指示処分

(指示処分の上申)

第76条の2 署長は、所持者又は年少射撃資格者が、法第10条の9に規定する指示処分事由に該当するときは、生活安全部長に上申しなければならない。

2 前項の場合において、指示処分事由に該当する者が管轄区域外に住所を有するときは、取消（指示）処分対象事案通報書に疎明資料を整えて、これを当該所持許可を受けた者の住所地を管轄する警察署の長に送付しなければならない。ただし、当該住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域に属する場合は、当該疎明資料を生活安全部長に送付（保安課経由。以下同じ。）をするものとする。

3 前項前段の規定により、疎明資料の送付を受けた署長は、第1項の規定により、生活安全部長に上申しなければならない。

4 第6条の3第1項第5号の規定は、第1項の規定により上申を受けたときについて準用する。

(指示処分の通知及び履行状況の確認)

第76条の3 保安課長は、指示処分の決定がなされたときは、被処分者の住居地を管轄する警察署の長を経由して被処分者に通知しなければならない。

2 署長は、前項の通知を交付したときは、被処分者の所持者カードの行政処分状況欄に指示内容を記載するとともに、当該被処分者が決定のあった指示処分を履行しているかどうかを定期的に確認するなど危害防止の徹底に努めなければならない。

第3節 調査を行う間における保管

(調査を行う間における銃砲刀剣類の保管)

- 第76条の4 署長は、所持者又は所持者の所在が不明である場合における同居の親族等（以下この条及び第77条において「所持者等」という。）に法第13条の3第1項及び第3項の規定による銃砲刀剣類（拳銃部品を含む。以下この条、第77条、第78条、第89条及び第90条において同じ。）の提出を命じるときは、所持者に生活安全部長が定める様式の提出命令書を交付して行うものとする。
- 署長は、前項の規定による銃砲刀剣類の提出を受けたときは、保管書（規則別記様式第76号）を所持者等に交付するとともに、当該銃砲刀剣類を厳重に保管するものとする。
 - 第1項の規定により提出を受けた銃砲刀剣類を所持者に返還するときは、所持者等から受領書（規則別記第40号）を徴収し、交付した保管書と引換えるものとする。
 - 署長は、提出命令等（第1項の規定による提出命令、第2項の規定による保管及び第3項の規定による返還をいう。以下同じ。）をするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - 提出を受けた銃砲、刀剣類又は拳銃部品は、保管庫に収納し適切に保管すること。
 - 保管に際しては、提出された銃砲刀剣類の状態を確認し、損傷等がある場合には、保管書に詳細に記載すること。
 - 返還するときは、許可証、運転免許証、パスポート等を提示させるなどして、本人確認を確実に行うこと。
 - 銃砲刀剣類の提出を命じ、又は返還しようとするときは、あらかじめ保安課長に通報すること。
 - 相手方の提出はあくまでも任意であるので、強制にわたることのないようにすること。
 - 相手方が提出命令に応じなかったときは、速やかに犯罪捜査のに移行するとともに、保安課長に通報すること。

第12章 報告徴収及び受診等命令

(報告徴収及び受診等命令)

- 第76条の5 署長は、所持者又は年少射撃資格者（以下「所持許可者等」という。）に対し、法第12条の3の規定による報告徴収又は受診等命令が必要であると認めるときは、生活安全部長が定める様式の報告徴収上申書又は受診等命令上申書に關係書類を添えて生活安全部長に上申するものとする。
- 生活安全部長は、前項の規定による上申を受けた場合、指定医師から必要事項に係る意見を聴取するなどし、所持許可者等に報告を求め又は指定医師の診断を受けさせることが必要であると認めるときは、生活安全部長が定める様式の報告徴収決定通知書又は受診等命令決定通知送付書に生活安全部長が定める様式の報告徴収書又は受診等命令書を添えて署長に送付するものとする。
 - 署長は、前項の規定による送付を受けたときは、速やかに報告徴収書又は受診等命令書を当該所持許可者等に交付するとともに、当該所持許可者等から受領事実を明らかにする書面を徴収し、保安課長に送付するものとする。
 - 署長は、前項の規定により報告徴収書又は受診等命令書を交付した場合は、その結果について、生活安全部長が定める様式の報告徴収結果送付書又は受診等命令結果送付書に關係書類を添えて保安課長に送付するものとする。
 - 法第12条の3の規定による受診等命令の実施に当たっては、第6条の3第2項各号に掲げる事項に留意するものとする。この場合において、各号中「基準該当者」とあるのは、「所持許可者等」と読み替えるものとする。
 - 保安課長は、第4項の規定により送付された結果に基づき、当該所持許可者等が取消処分を受け、又は自らの意思に基づいて銃砲刀剣類を所持しないこととなった場合において、所持許可者等が認知症であり、運転免許証を取得しているときは、運転免許課長に通報するものとする。
 - 第6条の3第1項第5号の規定は、第1項の規定により上申を受けたときについて準用する。

第13章 仮領置等

第1節 失効及び取消処分に伴う仮領置

(仮領置)

- 第77条 署長は、法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第7項及び第8項、第11条の2第1項から第3項まで並びに第26条第2項の規定による失効、取消処分等

に伴う仮領置をするときは、仮領置書（規則別記様式第 38 号）を作成し、生活安全部長が定める様式の仮領置書交付処理簿（以下「仮領置処理簿」という。）に所要事項を記載して、当該所持者等（法第 8 条第 4 項の規定により許可証を返納しなければならない者を含む。以下この条において同じ。）に交付しなければならない。この場合において、仮領置書の番号は、警察署ごとの一連番号とし、暦年ごとに更新するものとする。

- 2 署長は、前項の規定により仮領置した銃砲が拳銃である場合において、当該拳銃の部品の有無を確認し、部品のあるときは、法第 8 条の 2 第 2 項並びに第 11 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定により仮領置するものとする。この場合において、仮領置処理簿の仮領置物件の種類及び特徴欄に所要事項を記載するものとする。
- 3 署長は、前 2 項の規定により銃砲刀剣類を仮領置したときは、当該銃砲刀剣類を棄損し、又はさびが生じないように取り扱い、保管庫に施錠して保管しなければならない。
- 4 署長は、第 76 条の 4 第 2 項の規定により保管した銃砲刀剣類を法第 11 条第 7 項の規定により仮領置するときは、交付した保管書と引換えに仮領置書を交付するものとする。
- 5 署長は、第 1 項の規定による仮領置を行う場合に、所持者等に対し提出命令書をするものとする。
- 6 第 6 条の 3 第 1 項第 5 号の規定は、第 1 項の規定により仮領置をするときについて準用する。

（仮領置物件の返還等）

第 78 条 署長は、銃砲刀剣類返還申請書（規則別記様式第 39 号）を受理したときは、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めるときは、申請者が当該銃砲刀剣類を正当に所持できる者であることを確認した上、仮領置した際交付した仮領置書を提出させ、その下部欄外余白に返還を受けた旨及びその年月日を記載させるとともに、署名させ、これと引き換えに仮領置した銃砲刀剣類を申請者に返還しなければならない。

(1) 申請者は、前条第 1 項の規定により仮領置書を交付した者であるか。

(2) 申請者は、返還を受けようとする銃砲刀剣類について、所持許可を受けた者であるか。

- 2 署長は、仮領置した日から起算して 6 箇月以内に返還の申請がない場合には、当該銃砲刀剣類を令第 25 条の規定により売却し、又は廃棄するものとする。この場合において、売却したときは、その売却代金から当該銃砲刀剣類の保管及び売却に要した費用を差し引いた額及び代金明細書を、仮領置書及び代金領収書と引き換えに、当該銃砲刀剣類を提出した者に交付しなければならない。

第 2 節 携帯入国時の仮領置

（携帯入国時の仮領置）

第 79 条 第 77 条第 1 項から第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定は、法第 25 条第 1 項の規定による携帯入国時の仮領置について準用する。

- 2 前項の仮領置は、税関内において行うものとする。

- 3 署長は、仮領置した銃砲刀剣類が所持許可又は登録を受けることができないものであると認めるときは、その旨を当該銃砲刀剣類の所持者に教示し、廃棄、返送等の措置を採らせるものとする。

（仮領置物件の引継ぎ）

第 80 条 署長は、法第 25 条第 2 項の規定により仮領置した銃砲刀剣類を引き継ぐときは、仮領置銃砲刀剣類引継書（規則別記様式第 82 号）を添えて、警察官に当該銃砲刀剣類を持参させて行うものとする。

（仮領置の期間の延長）

第 81 条 署長は、法第 25 条第 5 項の規定により期間延長承認申請書（規則別記様式第 85 号）を受理したときは、その理由を確認し、やむを得ないと認めるときは、仮領置の際に交付した仮領置書の提出を求め、その下部欄外に「〇年〇月〇日まで延長」と記載し、兵庫県警察における公印の管理に関する訓令（平成 13 年兵庫県警察本部訓令第 15 号）別表に規定する警察署長印を押して、申請者に返還し、仮領置の期間を延長するものとする。

- 2 署長は、仮領置の期間を延長したときは、仮領置書の控えにその期間を記載するものとする。

（仮領置物件の返還等）

第 82 条 第 78 条第 1 項の規定は、法第 25 条第 4 項の規定による仮領置物件の返還について準用する。

- 2 署長は、法第 25 条第 3 項の規定により仮領置した銃砲刀剣類の返還については、次に掲げる要領により行わなければならない。

- (1) 仮領置した際交付した仮領置書を提出させ、その下部欄外に返還を受けた旨及びその年月日を記載させるとともに、署名させ、これと引き換えに行う。
- (2) 法第 25 条第 3 項第 2 号に該当する場合は、申出受理簿（規則別記様式第 83 号）に所要事項を記載し、生活安全部長が定める様式の携帯輸入銃砲刀剣類通報書により申出者の住所地を管轄する警察署の長に通報した後、引渡書（規則別記様式第 84 号）を交付して返還する。
- (3) 法第 25 条第 3 項第 3 号及び第 4 号に該当する場合は、税関内において行う。

3 署長は、仮領置した日から起算して 6 箇月以内（仮領置の期間を延長した場合にあっては、その期間が終了するまで）に返還の申請がない場合には、当該銃砲刀剣類を令第 25 条の規定により売却し、又は廃棄するものとする。この場合において、売却したときは、第 78 条第 2 項後段の規定を準用する。

（仮領置しない場合の措置）

第 83 条 署長は、令第 39 条の規定に該当し、仮領置しないときは、次に掲げる要領により処理しなければならない。

- (1) 携帯入国した者の寄港地上陸許可書、船舶観光上陸許可書、通過上陸許可書又は乗員上陸許可書により、上陸期間、行動の範囲、通過経路等を確認する。
- (2) 携帯入国した銃砲刀剣類の保管状況を聴取する。

第 3 節 災害等発生時の仮領置

第 84 条 署長は、法第 26 条第 1 項の公安委員会の告示をする必要があると認める事態を認知したときは、直ちにその概要を本部長に報告（保安課経由）をしなければならない。

2 署長は、法第 26 条第 1 項の告示の期間が満了し、又はその効力を失った場合で、同条第 2 項の規定により銃砲刀剣類を仮領置しているときは、速やかに当該銃砲刀剣類を返還しなければならない。この場合においては、第 82 条第 2 項第 1 号の規定を準用する。

第 4 節 提出命令

第 85 条 署長は、銃砲刀剣類が法第 27 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その所持者に提出命令書（規則別記様式第 86 号）を交付して、当該銃砲刀剣類の提出を命ずるものとする。

2 署長は、前項の規定により提出を受けた銃砲刀剣類を、令第 25 条の規定により売却し、又は廃棄するものとする。この場合において、売却したときは、その売却代金から当該銃砲刀剣類の保管及び売却に要した費用を差し引いた額及び代金明細書を、提出命令書及び代金領収書と引き換えに、当該銃砲刀剣類を提出した者に交付しなければならない。

第 14 章 雑則

第 1 節 申出制度

（公安委員会に対する申出の取扱い）

第 85 条の 2 署長は、所持許可者に係る法第 29 条第 1 項に基づく申出（以下この条において「申出」という。）を受けたときは、直ちに生活安全部長に報告を行うものとする。この場合において、署長は、報告の後に生活安全部長が定める様式の申出処理票の写しに関係書類を添えて生活安全部長に送付するとともに、当該申出に係る事実について必要な調査を行うものとする。

2 保安課長は、生活安全部長が前項の申出を受理した場合は、生活安全部長が定める様式の申出受理簿に必要事項を記載の上、署長に受理番号を交付するものとする。

3 署長は、第 1 項の申出を受けようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 申出が文書による場合は、申出者の氏名、電話番号、住所、職業（勤務先）、申出対象者の住所、氏名等人定に関する事項、申出の要旨及びその他参考となる事項を記載した文書（以下「申出書」という。）を提出させること。
- (2) 申出が口頭による場合は、前号の事項を聴取すること。
- (3) 電子メール、ファックスその他の方法によるものであっても、全体の内容から申出に該当するものは申出として取扱うこと。
- (4) 他の都道府県公安委員会の管轄に係る申出がなされた場合は、第 1 号の事項を聴取の上、保安課長を経由して当該都道府県公安委員会に通報すること。

4 保安課長が申出を受理した場合は、第 2 項の手続きをするとともに、速やかに申出書及び申出処理票の写しを申出対象者の居住地を管轄する警察署の長に送付するものとする。

- 5 警察本部の所属長（保安課長を除く。）に申出がなされた場合は、第1項前段の措置をとるものとする。この場合において、保安課長は前項の規定に準じて取り扱うものとする。
- 6 署長は、調査の結果、当該内容が真実であると認めた場合には、欠格事由のいずれかに該当していないかを調査の上、第7条の2、第75条、第76条の2及び第87条の規定により、適切な措置を講じるものとする。
- 7 署長は、調査及び必要な措置を実施する間に申出対象者に係る重大な違反が判明するなど早急に対処すべき事情を認めた場合は、直ちに生活安全部長に報告するものとする。
- 8 署長は、第1項の調査の結果、当該内容が事実でないとき、申出対象者の所持許可証の返納を受けたとき、又は申出対象者が他の都道府県に転出したときは、保安課長と協議の上、事後の調査を打ち切ることができる。
- 9 前項の場合において、保安課長は申出対象者が他の都道府県に転出したときは、転出先の都道府県公安委員会に申出内容を通報するものとする。
- 10 署長は、第8項の規定により調査を打ち切ったときは、申出処理票に関係書類を添えて生活安全部長に報告をするものとする。

第2節 欠格疑義通報

- 第85条の3 署長は、保安課長から生活安全部長が定める様式の欠格疑義通報書及び調査結果報告書により、欠格疑義通報を受けたときは、当該通報に係る事実を確認するため、必要な調査を行うものとする。
- 2 前条第6項から第9項の規定は、前項に規定する必要な調査について準用する。この場合において、同条第7項から8項中「申出対象者」とあるのは「調査対象者」と、同条第9項中「申出内容」とあるのは「疑義内容」と読み替えるものとする。
 - 3 署長は、前2項の調査結果を欠格疑義通報書及び調査結果報告書により生活安全部長に報告するものとする。

第3節 一時保管

（一時保管実施時の留意事項）

第86条 警察官は、法第24条の2第2項の規定により銃砲刀剣類等の一時保管を行う際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 当該銃砲刀剣類等の携帯又は運搬が他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある場合に行うものであり、犯罪捜査を目的として行わないこと。
- (2) 相手方の提出はあくまでも任意であるので、強制にわたることのないようにすること。

（一時保管）

第87条 警察官は、銃砲刀剣類等を一時保管したときは、速やかに銃砲刀剣類等一時保管書（規則別記様式第80号。以下「一時保管書」という。）を交付するとともに、一時保管した場所を管轄する警察署の長に引き継がなければならない。

2 前項の規定により引継ぎを受けた署長は、次に掲げる要領により処理するものとする。

- (1) 当該銃砲刀剣類等を銃保管庫に保管する。
- (2) 当該銃砲刀剣類等について刑事手続の必要が生じたときは、一時保管の行政手続を解除し、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき措置する。
- (3) 当該銃砲刀剣類等を返還するときは、一時保管の際に交付した一時保管書の下部欄外余白に、返還を受けた旨及びその年月日を記載させるとともに、署名させ、これと引き換えに行う。
- (4) 法第24条の2第7項の規定により当該銃砲刀剣類を返還しないときは、その旨を書面により、当該銃砲刀剣類を提出した者に通知する。

第4節 銃砲刀剣類の発見届出の受理

第88条 署長は、銃砲刀剣類の発見又は拾得の届出（以下「発見届出」という。）を受理した場合において、発見又は拾得の届出をした者（拾得の届出にあつては、当該銃砲刀剣類の所有権を得た者に限る。以下「発見届出者」という。）が法第14条の登録を受けて引き続き所持することを希望するときは、銃砲刀剣類管理システムに登録するとともに、生活安全部長が定める様式の古式銃砲・刀剣類発見処理票（以下「処理票」という。）を次の表に基づき作成し、処理しなければならない。

区分	処理方法
古式銃砲・刀剣類発見届 (以下「(1)票」という。)	(1) 発見届出者に所要事項を記載させる。 (2) 当該銃砲刀剣類と記載事項を確認する。
古式銃砲・刀剣類発見届出済証 (以下「(2)票」という。)	所要事項を記載し、発見届出者に交付する。この場合において、当該銃砲刀剣類及び次項に定める古式銃砲・刀剣類登録通知書とともに、登録審査日に発見届出者の住所の所在する都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあっては担当知事部局。以下単に「教育委員会」という。）に持参するよう教示する。
古式銃砲・刀剣類登録通知書 (以下「(3)票」という。)	発見届出者に申請者欄のみ記載させて、(2)票とともに交付する。
古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書	所要事項を記載し、速やかに保安課長を經由して教育委員会に送付する。

2 署長は、教育委員会から(3)票の送付を受けたときは、登録されたものにあつては(1)票とともに編てつし、登録されなかったものについては発見届出者に当該銃砲刀剣類の任意提出又は廃棄等の措置を採らせるものとする。

3 署長は、相当期間経過しても(3)票の送付がないときは、保安課長を經由して教育委員会に登録の状況を照会し、登録審査を受けていないときは、遅延理由等を調査し、必要な措置を採らなければならない。

4 第1項の発見届出等を受理する際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 発見時の経緯に疑問点がないかどうか厳格に調査すること。
- (2) 掲示を受けた銃砲刀剣類は、慎重に取り扱うとともに、登録に該当するかどうかの判断に関する言動は避けること。
- (3) 処理票の作成に当たっては、銃砲にあつては銃身を台座からはずして尾栓、銘文等を、刀剣類にあつては中子を抜き出して目くぎ穴、銘文等を確認した上で、正確に記載すること。
- (4) 発見届出者に対し、教育委員会又はその出先機関において登録申請書類を受領の上、登録審査等の要領について教示を受けるよう指導すること。
- (5) 登録審査までの間、警察署において当該銃砲刀剣類を保管しないこと。
- (6) 発見届出をした銃砲刀剣類であっても、登録又は所持許可を受けないで正当な理由がなく携帯若しくは運搬をし、若しくは他人に譲渡し、又は研磨することができないことを教示すること。

第5節 所有権放棄等の処理

(所有権放棄時の処理)

第89条 署長は、所持許可若しくは登録を受けて銃砲刀剣類若しくは法第22条に規定する刃物類、法第22条の3第1項に規定する模擬銃器又は法第22条の4に規定する模造刀剣類（以下この節において「銃砲刀剣類等」という。）を所持する者又は発見届出者が当該銃砲刀剣類等の所有権を放棄したときは、当該銃砲刀剣類等とともに生活安全部長が定める様式の任意提出書を提出させ、生活安全部長が定める様式の銃砲刀剣類等受領書を作成して、発見届出者に交付しなければならない。この場合において、生活安全部長が定める様式の銃砲刀剣類等廃棄処理簿（以下「廃棄処理簿」という。）に所要事項を記載するものとする。

(国又は県に帰属した銃砲刀剣類等の処理)

第90条 署長は、前条の規定により提出を受けた銃砲刀剣類等及び廃棄処分にすることとした銃砲刀剣類等を、生活安全部長が定める様式の銃砲刀剣類等送付書により総務部会計課長（拳銃及び拳銃部品並びに空

気拳銃にあっては、刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長) に送付するとともに、廃棄処理簿に所要事項を記載して廃棄状況を明らかにするものとする。

第6節 手数料の処理

第91条 署長及び保安課長は、次に掲げる者からは、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表に規定する金額に相当する額の収入証紙をその手数料として徴収しなければならない。

- (1) 銃砲刀剣類の所持許可及び年少射撃資格認定を受けようとする者
- (2) 認知機能検査を受けようとする者
- (3) 初心者講習、経験者講習、年少射撃資格講習及び技能講習を受けようとする者
- (4) 技能検定を受けようとする者
- (5) 新規の所持許可に伴い、許可証に許可事項の併記を受けようとする者
- (6) 所持許可証及び年少射撃資格認定証の書換え又は再交付を受けようとする者
- (7) 所持許可の更新を受けようとする者
- (8) 射撃教習を行う資格の認定を受けようとする者
- (9) 射撃練習を行う資格の認定を受けようとする者

2 署長及び保安課長は、前項の規定により徴収した収入証紙を、当該申請書又は申込書の下部欄外等に張り付け、収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の定めるところにより証紙消印を押印しなければならない。この場合において、証紙消印の日付は、当該申請書の申込書を受理した日とするものとする。

第7節 報告

第92条 署長は、次に掲げる場合には、その事案に関する必要な調査又は捜査を行うとともに、速やかにその概要を生活安全部長が定める様式の銃砲刀剣類関係事案発生（検挙）報告書により、生活安全部長に報告しなければならない。

- (1) 銃砲を発見又は押収したとき。
- (2) 猟銃等を使用した犯罪が発生したとき。
- (3) 所持許可した銃砲刀剣類による人身事故又は物損事故が発生したとき。
- (4) 銃砲刀剣類の盗難、亡失、所在不明等の事故が発生したとき。
- (5) その他銃砲刀剣類に係る特異又は社会的反響の大きな事件事故が発生したとき。

第8節 補則

第93条 この規程に定めるもののほか、法、令、規則及び府令に係る法令違反行為等による行政処分の実施に関して必要な事項は、生活安全部長が定める。

附 則

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月4日本部訓令第1号）

この訓令は、平成3年2月5日から施行する。

附 則（平成4年2月20日本部訓令第2号）

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日本部訓令第10号）

1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成6年9月30日本部訓令第24号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年10月1日本部訓令第18号抄）

1 この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成12年6月14日本部訓令第3号）

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則（平成14年3月22日本部訓令第5号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日本部訓令第 11 号）

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 11 月 1 日本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 22 日本部訓令第 19 号）

この訓令は、平成 16 年 12 月 22 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 24 日本部訓令第 20 号）

この訓令は、平成 17 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 18 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 10 月 5 日本部訓令第 32 号）

この訓令は、平成 18 年 10 月 5 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日本部訓令第 15 号）

この訓令は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成 28 年 3 月 29 日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 21 日本部訓令第 25 号）

この訓令は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 21 日本部訓令第 4 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日本部訓令第 14 号）

この訓令は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。ただし、第 6 条の 3 第 3 項中「第 5 条の 2」の右に「第 1 項」を加える改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 26 日本部訓令第 29 号）

この訓令は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日本部訓令第 12 号）

この訓令は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 29 日本部訓令第 25 号）

この訓令は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。〔以下略〕

別表第 1（第 11 条、第 18 条、第 21 条、第 23 条、第 31 条、第 32 条関係）

警察署コード表

警察署名	コード	警察署名	コード	警察署名	コード	警察署名	コード
東灘	110	西宮	131	小野	157	宍粟	168
灘	111	甲子園	132	加東	152	南但馬	170
葺合	112	尼崎南	133	加西	153	豊岡	173
生田	113	尼崎東	134	西脇	154	美方	176
兵庫	114	尼崎北	136	加古川	155	洲本	180

長田	115	伊丹	137	高砂	156	淡路	181
須磨	116	川西	138	姫路	160	南あわじ	183
垂水	117	宝塚	139	飾磨	161		
神戸水上	118	三田	140	網干	162		
神戸西	119	篠山	141	福崎	163		
有馬	120	丹波	142	たつの	164		
神戸北	121	明石	150	相生	165		
芦屋	130	三木	151	赤穂	166		

別表第2（第11条、第22条関係）

都道府県コード表

区分		コード	区分		コード
北海道	道本部	10	近畿管区	愛知	54
	函館方面	11		三重	55
	旭川方面	12		滋賀	60
	釧路方面	13		京都	61
	北見方面	14		大阪	62
東北管区	青森	20	中国四国管区	兵庫	63
	岩手	21		奈良	64
	宮城	22		和歌山	65
	秋田	23		鳥取	70
	山形	24		島根	71
	福島	25	岡山	72	
東京（警視庁）		30	広島	73	
関東管区	茨城	40	山口	74	
	栃木	41	徳島	80	
	群馬	42	香川	81	
	埼玉	43	愛媛	82	
	千葉	44	高知	83	
	神奈川	45	九州管区	福岡	90
	新潟	46		佐賀	91
	山梨	47		長崎	92
	長野	48		熊本	93
	静岡	49		大分	94
中部管区	富山	50		宮崎	95
	石川	51		鹿児島	96
	福井	52	沖縄	97	
	岐阜	53			